

令和4年度

教育委員会の点検・評価報告書

令和4年9月
島根県教育委員会

目次

■ はじめに.....	1
1 点検・評価の趣旨.....	1
2 点検・評価の構成.....	1
3 施策体系表.....	2
■ 点検・評価.....	3
1 令和3年度の島根県教育委員会委員の活動状況について.....	3
2 令和3年度教育委員会の特徴的な動き.....	6
①「しまね教育魅力化ビジョン」の進捗管理.....	6
② 新型コロナウイルス感染症への対応.....	7
③ ICT教育の充実.....	9
④ 産業教育設備整備事業.....	11
⑤ 地域人材を活用した指導力等向上事業.....	12
⑥ 未来の創り手育成事業.....	14
⑦ 教育魅力化人づくり推進事業.....	16
⑧ 悩みの相談事業.....	18
⑨ インクルーシブ教育システム構築事業.....	19
⑩ ふるさと人づくり推進事業.....	20
3 点検・評価.....	21
I 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育.....	21
(1) 基礎学力の育成.....	21
(2) キャリア教育の推進.....	23
(3) 幼児教育の推進.....	24
(4) 読書活動の推進.....	25
(5) 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上.....	26
II 一人一人の個性や主体性・多様性を生かし伸ばす教育.....	31
(1) インクルーシブ教育システムの推進.....	31
(2) 道徳教育の推進.....	33
(3) 人権教育の推進.....	34

(4) 課題を抱える子どもへの支援	35
(5) 外国人児童生徒等への支援.....	39
(6) 学び直しや生涯学習の推進.....	39
III 地域や社会・世界に開かれた教育	41
(1) 地域協働体制の構築.....	41
(2) ふるさと教育や地域課題解決型学習の推進	42
(3) 国際理解教育の推進.....	42
(4) 主権者教育や消費者教育の充実	43
IV 世代を超えて共に学び、育つ教育	45
(1) 地域を担う人づくり	45
(2) 社会教育における学びの充実	46
(3) 家庭教育支援の推進.....	48
(4) 図書館サービスの充実.....	48
(5) 体験活動の充実.....	49
V 基盤となる教育環境の整備・充実	51
(1) 教職員の人材育成、学校マネジメントの強化	51
(2) 学びを支える指導体制の充実	52
(3) 地域全体で子どもを育む取組の推進	55
(4) 学校危機管理対策の充実.....	56
(5) 学校施設の安全確保の推進.....	56
(6) 文化財の保存・継承と活用.....	57
(7) 私立学校への支援（総務部総務課）	63
4 島根県総合教育審議会の主な意見（令和4年7月～8月 書面開催）	64

■ はじめに

1 点検・評価の趣旨

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成20年4月1日施行）、各教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表することとされました。

県教育委員会では、本県教育の基本理念や施策の方向性を示した「しまね教育魅力化ビジョン」（令和2年3月策定。以下「魅力化ビジョン」という。）の取組について、総合教育審議会の意見を得て、「教育委員会の点検・評価」を実施し、本報告書にまとめました。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）」
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）
第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の構成

- (1) 特徴的な動き
 - ・令和3年度の島根県教育委員会における特徴的な動きを記載します。
- (2) 各施策の点検・評価項目
 - ・点検・評価の対象項目を魅力化ビジョンの施策とし、施策ごとに点検・評価をします。
 - ・なお、各項目には、魅力化ビジョンの各施策における〔今後の方向性〕を転載しています。
- (3) 名称、目的、目指す方向
 - ・各施策と関連する行政評価の主な事務事業などについて記載します。
- (4) 成果、課題、方向性
 - ・事務事業ごとの取組の成果、課題、今後の方向性を記載します。
- (5) その他
 - ・この報告書のほか、別途、議会に提出した「予算執行の実績並びに主要施策の成果」のうち該当部分についても、点検・評価の結果に関する報告書と見なすものとします。

3 施策体系表

魅力化ビジョンにおいて、「教育環境の充実」が必要な施策と位置づけられていることから、この報告書における評価・点検の対象となる施策は、「教育環境の充実」の各項目とします。

項目	施策番号	施策名
I 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育	1	(1) 基礎学力の育成
		(2) キャリア教育の推進
		(3) 幼児教育の推進
		(4) 読書活動の推進
		(5) 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上
II 一人一人の個性や主体性・多様性を生かし伸ばす教育	2	(1) インクルーシブ教育システムの推進
		(2) 道徳教育の推進
		(3) 人権教育の推進
		(4) 課題を抱える子どもへの支援
		(5) 外国人児童生徒等への支援
		(6) 学び直しや生涯学習の推進
III 地域や社会・世界に開かれた教育	3	(1) 地域協働体制の構築
		(2) ふるさと教育や地域課題解決型学習の推進
		(3) 国際理解教育の推進
		(4) 主権者教育や消費者教育の充実
IV 世代を超えて共に学び、育つ教育	4	(1) 地域を担う人づくり
		(2) 社会教育における学びの充実
		(3) 家庭教育支援の推進
		(4) 図書館サービスの充実
		(5) 体験活動の充実
V 基盤となる教育環境の整備・充実	5	(1) 教職員の人材育成、学校マネジメントの強化
		(2) 学びを支える指導体制の充実
		(3) 地域全体で子どもを育む取組の推進
		(4) 学校危機管理対策の充実
		(5) 学校施設の安全確保の推進
		(6) 文化財の保存・継承と活用
		(7) 私立学校への支援

(注) 施策番号は、この点検・評価のために便宜上、付したものの

■ 点検・評価

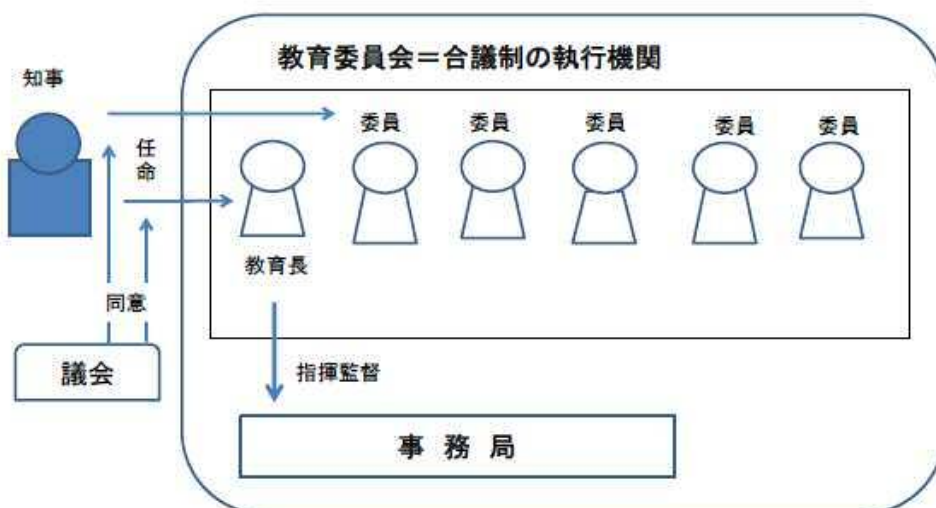
1 令和3年度の島根県教育委員会委員の活動状況について

【教育委員会の制度】

(1) 教育委員会の法的位置づけ

- ・ 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かねばならない委員会として、教育委員会があります。（他に選挙管理委員会、人事委員会など）（地方自治法第180条の5）
- ・ 都道府県、市町村（中略）に教育委員会を置くこととされています。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条）
- ・ 教育委員会は、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行することとされています。（地方自治法第180条の8）

(2) 本県教育委員会の組織構成



(3) 教育委員会の役割

- ① 最高意思決定機関
- ② 意思決定方法
 - ・ 「教育委員会会議」で議決、承認します。
- ③ 教育長
 - ・ 任期3年
 - ・ 人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者から知事が議会の同意を得て任命します。
 - ・ 教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）
- ④ 教育委員
 - ・ 任期4年
 - ・ 人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者から、知事が議会の同意を得て任命します。
 - ・ 委員には、保護者である者が含まれるようにしなければならないとされています。

【教育委員会委員の活動状況】

(1) 教育委員会会議の開催状況

島根県教育委員会では、令和3年度に14回の教育委員会会議を開催し、議決事項47件、承認事項12件、協議事項9件、報告事項103件について審議を行いました。

(単位：件)

回数	開催年月日	議決	承認	協議	報告	その他	計	傍聴者 (人)
1	令和3年4月26日(月)	-	1	-	8	-	9	3
2	令和3年5月25日(火)	3	-	1	1	-	5	3
3	令和3年6月7日(月)	2	-	-	5	-	7	3
4	令和3年7月7日(水)	4	2	2	6	-	14	4
5	令和3年8月23日(月)	2	-	3	9	-	14	3
6	令和3年9月1日(水)	6	-	-	9	-	15	2
7	令和3年10月11日(月)	-	3	-	7	-	10	2
8	令和3年11月11日(木)	3	2	-	12	-	17	1
9	令和3年12月23日(木)	4	1	-	11	-	16	3
10	令和4年1月21日(金)	3	-	1	6	-	10	5
11	令和4年2月7日(月)	3	1	1	5	-	10	0
12	令和4年2月17日(木)	6	-	-	5	-	11	7
13	令和4年3月10日(木)	2	1	1	7	-	11	2
14	令和4年3月28日(月)	9	1	-	12	-	22	2
計		47	12	9	103	-	171	40

<主な議事>

議事内容	内 容
議決	令和4年度使用県立高等学校・特別支援学校高等部用教科用図書採択の基本方針 令和4年度島根県公立学校教育職員人事異動方針等 行政手続における押印等の見直し等に伴う島根県教育委員会規則の一部改正 令和4年度県立高等学校・特別支援学校(高等部・専攻科)の入学定員 島根県指定文化財の指定
承認	文化財課所管県有施設の休館
報告	新型コロナウイルス感染症への対応 障がい者雇用の状況 国による高等学校教育改革の推進に向けた制度改正と県の対応 令和3年度松江市内全日制公立高校入学生の進路選択に係る意識調査結果概要 令和3年7月及び8月の大雨、台風に係る被害状況と対応 特別支援学校視覚障がい教育・聴覚障がい教育専任教員の認定及び配置 公立学校施設の耐震化等の状況 特別支援学校設置基準の公布等 「高等学校における通級による指導」実施要項の改正 旧海軍大社基地関連施設群に関する対応 令和3年実施の通学路の合同点検の状況 令和4年度県立高等学校への学校運営協議会設置 ICTを活用した特別支援教育の充実に関する連携協定の継続

協議事項：教育行政に関する重要な事案または将来教育委員会において議決を要する事案で教育委員の協議を要するもの

(2) 教育現場等の視察

教育現場等の実状を把握することによって、教育課題への認識を深めるとともに、教育委員会会議における審議に活かすため、視察を行いました。

視察年月日	視察先
令和3年6月8日(火)	松江南高等学校、松江養護学校乃木校舎
令和3年9月2日(木)	宍道高等学校

(3) その他の活動

① 各種会議への出席

例年開催されている全国都道府県教育委員会連合会総会などに出席して、教育行政に関する情報収集に努めるとともに、他の都道府県の教育委員との意見交換を行いました。

また、令和3年度は開催県として、中国五県教育委員会委員全員協議会に出席し、教職員の働き方改革の推進等について他県の教育委員との意見交換を行いました。

開催年月日	会議名	開催地
令和3年7月15日(木)	全国都道府県教育委員協議会 全国都道府県教育委員会連合会総会	※オンライン
令和4年1月20日(水)	都道府県・指定都市教育委員研究協議会	※オンライン
令和4年1月27日(木)	中国五県都道府県教育委員会委員全員協議会	※オンライン
令和4年1月31日(月)	全国都道府県教育委員協議会 全国都道府県教育委員会連合会総会	※オンライン

② 市町村教育委員との意見交換

令和3年度は、教員の働き方改革、ICT教育の推進等について、松江市教育委員との意見交換を行いました。

2 令和3年度教育委員会の特徴的な動き

島根県教育委員会が行った令和3年度を取組、事業において、次に記載する特徴的な動きがありました。

①「しまね教育魅力化ビジョン」の進捗管理

ビジョンの施策番号	ー
<p>1. 事業の目的及び事業内容の概要</p> <p>(1) 目的 島根県教育の基本理念や施策の方向性を示す「しまね教育魅力化ビジョン」（令和2年3月策定。計画期間：令和2年度から令和6年度までの5年間）の施策の進捗状況を把握し、施策の効果や課題を検証して、特色ある島根の教育の推進を図る。</p> <p>(2) 事業内容 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に規定する、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況の点検・評価の対象を「しまね教育魅力化ビジョン」の施策とすることによって、ビジョンの進捗管理を行う。 なお、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされているため、点検・評価報告書を総合教育審議会で審議する。</p> <p>2. 事業の実績及び効果 総合教育審議会における審議 R 4. 7：教育委員会の点検・評価報告書（令和3年度対象）について審議 ※新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ書面開催</p> <p><参考> 「しまね教育魅力化ビジョン」と関連する計画 （計画期間はいずれも令和2年度から令和6年度までの5年間）</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>○島根創生計画 「まち・ひと・しごと創生法」第9条に基づき、県が策定（県の最上位の行政計画）</p> <p>○島根県教育大綱 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第17条に基づき、島根県知事が定めた、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方針</p>	

② 新型コロナウイルス感染症への対応

ビジョンの施策番号	—
<p>1. 事業の目的及び事業内容の概要</p> <p>学校における新型コロナウイルス感染症の対策として、感染リスクを極力低減し、また感染拡大を防止し、子どもたちの健やかな生活と学びを保障できるよう、市町村教育委員会や学校、家庭と連携をとりながら各種取組を実施する。</p> <p>2. 事業の実績及び効果</p> <p>(1) 基本的取組</p> <p>① 県立学校運営ガイドラインに基づく対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県教育委員会で策定する「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン」に基づき、各県立学校において、コロナ感染症に対応した持続的な学校運営を実施 ・ 当ガイドラインは、国の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や関係通知等に基づき、適宜改訂の上、対応 <p>② 寄宿舎における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄宿舎生の健康管理や基本的な感染症対策は、県立学校運営ガイドラインに基づき実施 ・ 長期休業後、帰省していた寄宿舎生が帰寮に際し、一定期間の健康観察を希望する場合、滞在先を確保し、その宿泊経費を県費で負担 ・ 就職関連の活動や進学のための受検等で県外に出かけ、帰寮する寄宿舎生のうち、希望する者全てを対象とした県費負担によるPCR検査を実施 <p>③ 部活動における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の部活動、各種大会等への参加や主催等に係る基本的な感染症対策は、県立学校運営ガイドラインに基づき実施 ・ 知事による出校停止要請への対応や、まん延防止等重点措置適応期間中の対応など、県内の感染状況等を踏まえ、部活動の制限、中止又は再開の方針を決定し通知 <p>④ 社会教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県方針などに基づき各施設一定期間休館 ・ 感染拡大の場合等では、県立青少年の家と県立少年自然の家を宿泊療養施設として運用 ・ 各施設では、施設毎に定めた管理運営マニュアルや、利用者向けの注意喚起チラシなどにより、感染防止対策を徹底 <p>(2) 新型コロナウイルス感染症対策調整費の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同調整費の活用により、県立高等学校寄宿舎の静養室の確保（隠岐地区）や、感染リスクが高い児童生徒を抱える特別支援学校の空調整備など、積極的な感染対策を実施 <p>[主なもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 県立高等学校寄宿舎の静養室の確保（隠岐地区） ➤ 感染症対策のための学校修繕 ➤ 特別支援学校における教員用端末、冷房設備、スクールバスの整備 ➤ 特別支援学校における教室スペース確保、県立高校で実施している通級拠点校の執務室確保 ➤ 県立図書館における飛沫防止等の備品等の整備 ➤ 少年自然の家における飛沫防止等の備品の整備、設備の更新・修繕 ➤ 部活動の県大会等の開催にあたっての、感染症対策に係るかかり増し経費、参加校の移動費・宿泊経費の支援 ➤ 県外出身寄宿舎生の長期休業中の帰省（帰省自粛者のための宿泊施設確保）及び帰寮（寄宿舎以外の宿泊施設における一定期間の健康観察が可能な体制の確保） ➤ 進学や就職等で県外へ出かけた寄宿舎生の帰寮時におけるPCR検査の実施 	

➤ 県立学校の感染症対策に係る光熱水費

(3) 危機管理体制

① 島根県対策本部会議

- ・知事をトップとする対策会議。教育長（又は副教育長）が出席
- ・県内及び全国の感染状況等を踏まえた県の対応を決定。令和3年度は40回

② 教育委員会対策本部会議

- ・教育長を本部長として、庁内各課長で構成
- ・事案に応じ、関連する課に限定して開催するなど、機動的に開催
- ・本部会議の下、各課課長代理・総括GL等で構成する幹事会を設置

③ 情報共有・連絡体制

- ・県立学校における感染者発生等に速やかに対応するため、PCR等検査の受検及び結果について、家庭、学校、教育委員会で共有するよう連絡体制を構築

④ 適時適切な情報発信

- ・国通知等を市町村教育委員会等へ速やかに展開・共有
- ・状況変化等に応じ、県立学校運営ガイドラインを更新

(4) 知事からの出校停止の要請への対応

① 令和4年1月18日付けの要請内容

- ・対象地域：浜田市、出雲市、益田市、江津市、邑南町
- ・期 間：令和4年1月22日～31日
- ・学 年 等：県立高等学校の1年生及び2年生（3年生については、最終学年であること、入試・就職活動があることから対象外）
- ・そ の 他：知事が、上記対象地域に所在する市町立小中学校や私立学校に対しても、同様に要請

② 令和4年2月23日付けの要請内容

- ・対象地域：松江市（全域）、雲南市（三刀屋町・木次町）
- ・期 間：令和4年2月26日～3月6日
- ・学 年 等：県立高等学校の1年生及び2年生（上記①と同じ）
- ・そ の 他：知事が、上記対象地域に所在する市立小中学校や私立学校に対しても、同様に要請

③ ICT教育の充実

ビジョンの施策番号

I - (1) 基礎学力の育成

1. 事業の目的及び事業内容の概要

(1) 目的

グローバル化や急速な社会の情報化が進展する中で、子どもたちが情報や情報手段を主体的に選択して活用していくための基礎的な資質（情報活用能力）を身に付け、情報社会に主体的に対応していく力を備えることが益々重要となっており、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を実現するためにICTを効果的に活用した教育を推進する。

(2) 事業内容

「主体的・対話的で深い学び」を実現するためにICTを効果的に活用した教育を推進するために必要なICT活用の基盤となる環境整備や教員のICTスキルを高めるための研修を一体的に実施。

2. 事業の実績及び効果

(1) 高等学校

① ICT活用の基盤となる環境整備

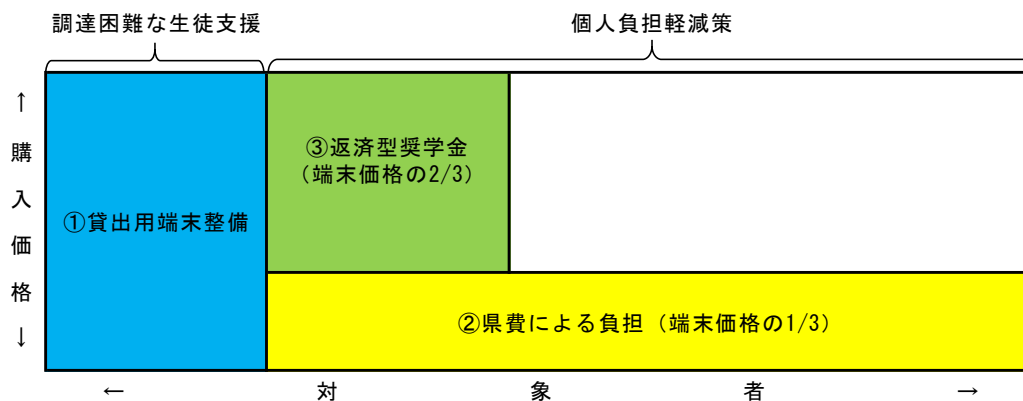
- ・ 指導者用PCの整備
- ・ 校内ネットワークの増強及び県立寄宿舍のWi-Fi環境整備
- ・ 教育センターにおけるICT活用研修に対応するための環境整備

② ICT活用を推進するための研修を実施

- ・ 新学習指導要領実施のための高等学校授業改善研修（各教科別）
- ・ 生徒1人1台端末導入を見据えたGoogle Kickstart Program
- ・ 各学校の実情に応じた学校個別研修

③ 生徒1人1台端末導入支援事業

- ・ 端末購入補助事業創設（端末等購入費の1/3補助による価格低廉策）
- ・ 低所得世帯向け貸出端末整備
- ・ タブレット奨学金制度創設（分割支払による負担軽減）



(2) 特別支援学校

① ICT活用の基盤となる環境整備

- ・ 指導者用端末の整備
- ・ 校内ネットワークの増強及び特別支援学校寄宿舍のWi-Fi環境整備

② ICT活用を推進するための研修を実施

- ・ ICT担当者研修
- ・ タブレット端末基本操作研修

③ 児童生徒用端末整備

- ・ 小中学部児童生徒用端末整備（R2～R3年度）
- ・ 視線入力装置等の整備

(3) 市町村支援

① ICT活用を推進するための研修を実施

- ・ 遠隔・オンライン教育に係る I C T活用リーダー研修
 - ・ 各市町村の実情に応じた実践的な研修
 - ・ 教職員研修（経験年数に応じた研修・各教科等の研修・情報モラル等の研修・出前講座）
- ② 発達段階別の I C T活用スキル等目安表の作成
 - ③ 小中高・特別支援学校における 1 人 1 台端末の活用事例を紹介する D V D の作成・配付
 - ④ 教育情報紙での効果的な学習指導の取組の紹介

④ 産業教育設備整備事業

ビジョンの施策番号

IV- (1) 地域を担う人づくり

1. 事業の目的及び事業内容の概要

専門高校等（15校）において地域や社会の発展を担う人材を育成するため、高度な知識・技能が習得できる実習設備を整備する。

また、デジタル化時代に対応できる人材を育成するための実習設備を導入・更新する。

2. 事業の実績及び効果

産業の各分野において即戦力となる人材を育成するための職業教育の充実が図られた。

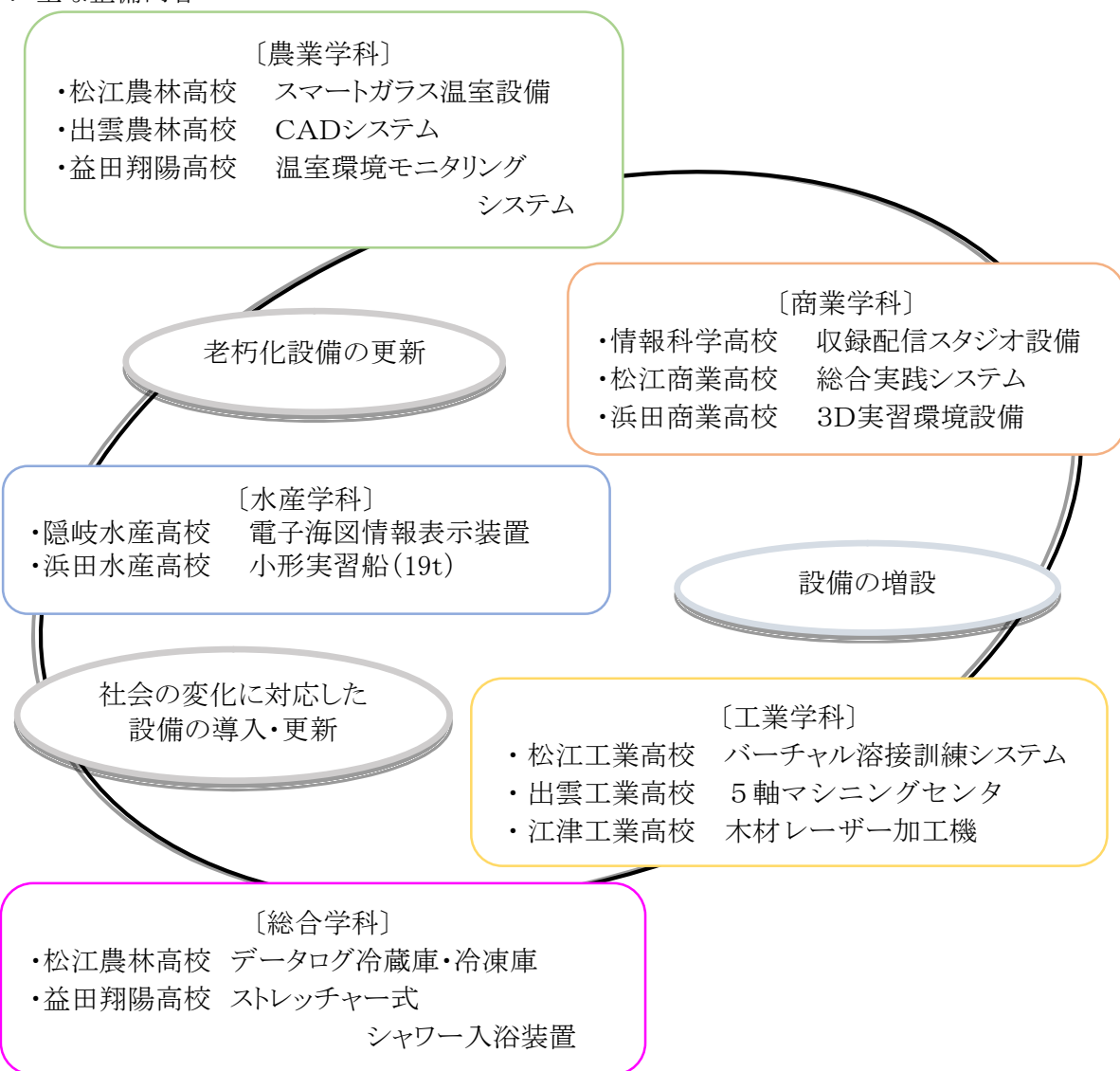
老朽化した実習設備の更新

8校 19設備

デジタル化対応産業教育装置の整備（スマート専門高校の実現）

14校 50設備

3. 主な整備内容



⑤ 地域人材を活用した指導力等向上事業

ビジョンの施策番号	V- (2) 学びを支える指導体制の充実																								
<p>1. 事業の目的及び事業内容の概要</p> <p>教員が子どもに向き合える時間を確保し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育む体制を強化するため、地域の幅広い人材を活用する。</p>																									
<p>2. 事業の実績及び効果</p> <p>(1) スクール・サポート・スタッフ配置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校及び義務教育学校に教員の業務支援を行うスクール・サポート・スタッフを配置する市町に対して補助を行い、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備した。(9市町45校) ・スクール・サポート・スタッフがプリント作成や印刷業務等を行うことで、教員の教材研究の時間の増につながり、児童生徒に関わる時間が増えた。教員の業務負担が軽減され、超過勤務の縮減も図られた。 <p>[コロナ対策]</p> <p>家庭用教材等の印刷・保護者への連絡業務、消毒、健康管理等の業務をサポートするスクール・サポート・スタッフの追加配置を希望する市町に対し補助を行い、コロナ対策に係る教員の業務負担軽減を図った。(9市町74校)</p> <p>(2) 県立高校業務アシスタント配置事業</p> <p>県立高等学校の教員が本来の業務に専念し、より生徒と向き合う時間を確保できるよう環境を整えることを目的として、授業プリントの印刷・仕分け、学校案内・広報誌の制作、ホームページの管理などの業務を専門的に行う業務アシスタントを配置し、事務作業を一元化し集中処理することによる事務処理のスピードの向上と、教員が抱える事務作業の軽減化による教員の物理的・精神的負担の軽減、それに伴う教育の質の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12学級以上の県立高等学校19校及び地域と一体となった教育活動の一層の促進が求められる離島中山間地域の小規模校1校の職員室に、各1名の業務アシスタントを配置した。 ・教員が事務作業等に充てる時間が1月あたり約166時間分削減され(配置校の教員数平均50名として試算)、教員の物理的負担の軽減が図られた。 ・配置校の教員を対象としたアンケート調査において、92%の教員が多忙感の解消に役立ったと答えるなど、教員の精神的負担の軽減が図られた。 <p>[コロナ対策]</p> <p>保健管理業務の校内消毒作業、衛生用品の管理や健康観察文書のまとめ等、新型コロナウイルス感染症に関わる事務作業等の業務を専門的に行う業務アシスタントを配置し、感染拡大リスクを低減して、学習環境を安全に整えながら教員が児童生徒と向き合う時間を確保した。(県立学校48校に各1人)</p> <p>(3) 部活動指導員地域指導者活動支援事業</p> <p>専門的な技術指導力を備えた部活動指導員及び地域指導者を配置することで公立中学校・県立学校の部活動の活性化及び地域社会との連携により、部活動の活性化及び生徒の技術面の向上を図ることができた。</p> <p>また、部活動顧問教員の業務や精神的負担の軽減につながった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動指導員 <table border="0"> <tr> <td>配置部活動数</td> <td>公立中学校</td> <td>運動部：14部</td> <td>文化部：0部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県立学校</td> <td>運動部：46部</td> <td>文化部：15部</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>公立中学校</td> <td>国1/3</td> <td>県1/3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県立学校</td> <td>市町村1/3</td> <td>県10/10</td> </tr> </table> ・地域指導者 <table border="0"> <tr> <td>配置部活動数</td> <td>公立中学校</td> <td>運動部：115部</td> <td>文化部：35部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県立学校</td> <td>運動部：67部</td> <td>文化部：78部</td> </tr> </table> 		配置部活動数	公立中学校	運動部：14部	文化部：0部		県立学校	運動部：46部	文化部：15部	負担割合	公立中学校	国1/3	県1/3		県立学校	市町村1/3	県10/10	配置部活動数	公立中学校	運動部：115部	文化部：35部		県立学校	運動部：67部	文化部：78部
配置部活動数	公立中学校	運動部：14部	文化部：0部																						
	県立学校	運動部：46部	文化部：15部																						
負担割合	公立中学校	国1/3	県1/3																						
	県立学校	市町村1/3	県10/10																						
配置部活動数	公立中学校	運動部：115部	文化部：35部																						
	県立学校	運動部：67部	文化部：78部																						

負担割合 公立中学校 県 2/3 市町村 1/3
 県立学校 県 10/10

(4) 学習指導員配置事業

[コロナ対策]

学校再開後の授業で内容の定着が不十分な生徒に対してきめ細やかにフォローができる学習指導員を県立高等学校及び特別支援学校に配置した。また、学習指導員の配置を希望する市町に対してその配置に要する費用の補助を行った。(県立学校 48 校及び 9 市町 72 校)

- ・学校運営にあたって 3 密を避けるための環境づくり等、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図りつつ、臨時休業中の未指導分の補習等の実施など児童生徒の学びの保障をサポートした。
- ・学習指導員が、学習内容の定着が不十分な児童生徒への個別指導等を行うことにより、教員の負担軽減につながった。

⑥ 未来の創り手育成事業

ビジョンの施策番号

I - (1) 基礎学力の育成

1. 事業の目的及び事業内容の概要

子どもたちの「生きる力」を育むため、学校図書館やICT機器を活用しながら他者と協働して自分の考えを深める協調学習を推進することで、授業の質の向上を目指す。

[コロナ対策]

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業等に備え、学習の遅れが生じないように対策を実施する。

2. 事業の実績及び効果

(1) 「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善プロジェクト事業

授業改善（板書型から協調学習へ）に向けたモデル校事業（小中10校、高校5校）を実施した。

各校、目指す子ども像を柱に「主体的・対話的で深い学び」の捉えを明確にしながら研究を進めた。授業研究については、各教育事務所の担当指導主事が関わりながら進めた。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のために公開範囲を限定して行うなど工夫しながら、研究成果を普及するために各学校で年間2回の公開授業を行った。また、研究校の研究成果を冊子にまとめ、全小中学校等に配付し、成果普及を行った。（小中学校）

東大C o R F F主催のオンラインセミナーに参加したり、埼玉県派遣教員と協働したりすることで研修・研鑽を重ねた。また指定校研究教員が研究授業や研究推進教員の活用等を積極的に行っていくことで、各校の授業改善にも寄与した。事業に関わる教員（研究担当者・サポートメンバー）は、24名（R元）→40名（R2）→57名（R3）に大幅に増加した。（高等学校）

(2) 教育ICTモデル校事業

令和4年度からの新学習指導要領の円滑な実施と1人1台端末の導入を見据え、全県立高等学校に事例等を展開するための実証実験をモデル校方式（津和野・大田・松江南高等学校の3校）により行った。検証結果に基づいて全県的に配備する機器を検討したほか、ICTを活用した取組を全県立高等学校へ成果発表会等の場面で情報発信し、1人1台端末の導入に向けたICTを活用した授業づくりの普及を行った。

(3) 学びのサポーター配置促進事業

県内小中義務教育学校の学びのサポーター配置図書館（226館）と学校司書配置図書館（46館）に対して補助を行い、「人のいる図書館」の実現を推進した。

(4) 学校司書等による学びのサポート事業

学びのサポーター研修を県内5会場において各3回実施し、期待される4つの役割について学校司書及び市町村教育委員会担当者の理解を深めた。

(5) 学校図書館活用教育研究事業

学校図書館活用教育研究事業で県内3小学校、1中学校を研究校に指定し、より多くの教科における学校図書館を活用した授業の研究実践を支援した。また、授業実践例を県ホームページに公開し、県内への普及を図った。

(6) 県立高校図書館教育推進事業

12学級未満の県立高等学校17校に学校司書（会計年度任用職員）を配置し、学校図書館活用教育の推進を図った。また、経験3年以下の学校司書が経験豊かな学校司書から指導助言を受けたり、5年以下の司書教諭が県立図書館等で開催される研修に参加したりすることにより資質の向上を図った。

(7) 学校図書館パワーアップ事業

[コロナ対策]

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業時の家庭学習をはじめ、児童生徒が

在宅で過ごす時間に活用するため、県立学校の図書館の蔵書の充実を図った。

(8) 司書教諭養成事業

司書教諭の役割が学校図書館活用教育の推進に欠かせないことから、放送大学受講に係る費用を単位取得状況に応じて支援した。(令和3年度は高等学校の司書教諭2名に対し補助)

(9) 教育みえる化基盤事業

みえる化するためのツールによる分析手法等の検証を行うとともに、分析について教員の理解を深めるためワークショップを開催した。

(10) 高等学校臨時休業時の学習支援

[コロナ対策]

新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業に備え、学習の遅れが生じないように、外部回線の維持及び貸出用モバイルWi-Fiの整備等、遠隔授業実施のための環境整備を実施した。

(11) ICT活用教育推進事業

個人負担による生徒1人1台端末の導入支援、指導者用PCの整備・校内ネットワーク環境の増強等ICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」を実現させるための環境整備を行った。

また、機器導入に伴う障害対応や活用支援のためのヘルプデスク及びICT支援員を派遣する島根県GIGA運営スクール支援センター整備に向けた準備業務を実施した。

(12) COREハイスクール・ネットワーク構想

先進地視察(高知県)を行い、遠隔授業の方法や環境について構成校担当者及び教育委員会担当者の理解を深めた。令和4年度から単位認定を伴う遠隔授業の実現のため構成校4校への遠隔配信環境を整備し、配信授業の実証検証を実施した。

⑦ 教育魅力化人づくり推進事業

ビジョンの施策番号

Ⅲ－（１）地域協働体制の構築

1. 事業の目的及び事業内容の概要

新学習指導要領及び県立高校魅力化ビジョンに基づき、学校と地域が協働した人づくりを推進し、「主体的・対話的で深い学び」、「社会に開かれた教育課程の実現」に取り組む学校や市町村等を支援する。

また、県内全ての公立小中学校の全学年・全学級で、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活用し、9年間を通じた系統的・発展的なふるさと教育を行うことで、子どもたちの地域への愛着・誇り、貢献意欲、学びに向かう力等を高めるための市町村の取組に対し支援する。

[コロナ対策]

新型コロナウイルス感染症拡大を防止する観点から、魅力化コーディネーター等の資質向上を目的とした研修会や、魅力化に関する各種会議等については、予算執行の工夫により、できるだけオンライン環境を活用した開催に努めた。

2. 事業の実績及び効果

(1) 高校魅力化コンソーシアム運営支援事業

教育的機能と地方創生的機能を持つ高校魅力化コンソーシアムに対し、運営マネージャーの配置費（12校10コンソーシアム）や活動費を支援し、地域協働体制の整備、関係機関との調整など、コンソーシアムの円滑な運営に重要な役割を果たした。

(2) 高校魅力化教育活動推進事業

地域の特色に応じた「地域課題解決型学習」を基軸とした独自の教育活動や、関係人口化等に資する先駆的な活動の実施、県外生徒募集など、高等学校と地域社会との協働による取組を支援し、魅力ある学校づくりを推進した。

(3) 多世代対話型交流学习事業

地域住民が高校生等への理解を深め、対話を通じて学び・交流する事業等に取り組む市町（大田市、浜田市、益田市、隠岐の島町）を支援した。これにより、地域がともに子どもたちを支えようとする機運の醸成や、学校と地域との協働体制構築に向けた取組の活性化が図られた。

(4) 高大連携推進事業

総合型・学校推薦型選抜での県内大学等への進学を希望する生徒の進路実現を図るため、高大連携推進員を3名配置した。（松江エリア：松江東高等学校、出雲エリア：平田高等学校、石見エリア：浜田高等学校）

(5) 地域との協働による高等学校教育改革推進事業

県内6高等学校において、社会に開かれた教育課程の実現に向け、コンソーシアムを活用しながら、地域と連携したカリキュラムの構築に取り組んだ。

- ・実施校（令和元～3年度）松江東高等学校、平田高等学校、出雲農林高等学校
- ・実施校（令和2～4年度）情報科学高等学校、矢上高等学校、隠岐島前高等学校

(6) 探究による人材育成支援事業

全ての県立高等学校で取り組んでいる課題解決型学習の推進に向け、県教育委員会の探究学習専任担当者を中心に、高等学校や地域を対象にした研修会の実施や各高等学校への伴走等により支援した。また、1年間の探究学習の成果を発表する場を設け、各高等学校間で学び合う場を創出した。

さらには、高校魅力化コーディネーター等の育成や、横の連携（ネットワーク）を強化するため、オンラインを活用した情報共有や研修会を開催し、教育魅力化に携わる人材の育成を図った。

(7) しまね留学推進事業

島根で学ぶ生徒にとって、多様な価値観との出会いや、視野の広がり、交流の拡大やコミュニケーション力の向上を図るため、オンライン等による県外からの生徒募集を行った。

公立高等学校における県外入学者数

H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
151人	184人	184人	179人	195人	199人	230人	184人

(8) 高校生地域留学推進のための高校魅力化支援事業

高等学校2年生の1年間を県内の高等学校で過ごす「しまね高2留学」に取り組むことで、他校の生徒との交流による新たな価値観の創出や、関係人口の拡大など、更なる高等学校と地域の魅力化を推進した。令和3年度（第1期生）は県外から6名の生徒を受け入れた。

(9) 教育魅力化推進事業

・魅力化評価システム

成果の見えにくい「教育の魅力化」について、生徒、教職員、地域の大人たちに対して「地域の学習環境」「生徒の成長」などを検証するアンケートを行い、施策のPDCAに活用した。

・キャリア・パスポート事業

生徒一人一人のキャリア形成と自己実現を図るため、生徒が活動を記録し蓄積する教材（キャリア・パスポート）を導入し、キャリア教育の推進を図った。

(10) 市町村交付金

家庭・地域と連携してふるさと教育を実施するため、市町村に対して助成した。

小中学校9年間を通した系統性・発展性のあるふるさと教育とするため、全中学校区で全体計画を作成したうえで実施したほか、中学校区の支援体制のネットワーク化を実施する市町村に対して助成した。

(11) ふるさと教育に関する研修の実施

県内5会場で、全ての公立小中学校の担当者を対象とした研修会を開催し、各教科等の授業で地域の教育資源を活用する利点や方法についての講義、演習を行った。

(12) 事例収集や地域資源の活用方法の周知

各学校で行われているふるさと教育の取組や好事例について、地域住民や教職員に周知するため、リーフレットの作成やホームページのリニューアルを行った。

(13) 学校と企業等との連携

学校の教育活動を支援する企業等を募り、学校支援協力企業等として登録された企業等の支援内容情報を県のホームページに掲載した。

・令和3年度末の学校支援協力企業等：313社（団体）

⑧ 悩みの相談事業

ビジョンの施策番号	Ⅱ－（４）課題を抱える子どもへの支援
<p>1. 事業の目的及び事業内容の概要</p> <p>全国的に生徒指導上の課題が深刻化しているなか、いじめや不登校などの未然防止、早期発見、早期対応のため、スクールカウンセラー等を配置する。</p> <p>[コロナ対策]</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業に伴う不安など、児童生徒等の心のケアに適切に対応する。</p> <p>2. 事業の実績及び効果</p> <p>(1) 心の相談事業</p> <p>松江・浜田の教育センターに教育相談員を配置し、電話や来所による相談を行った。また、中学生・高校生にとって気軽に相談しやすいSNSを活用した相談窓口を開設した。土・日・祝日の相談を含め、児童生徒及び保護者の悩みに有効な相談活動を行った。</p> <p>(2) スクールカウンセラー配置事業</p> <p>スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を全ての公立学校に配置した。</p> <p>児童生徒、保護者の相談にあたったほか、教員への助言・援助等により不登校等の予防・解決を図った。</p> <p>(3) 子どもと親の相談員配置事業</p> <p>子どもと親の相談員を小学校30校に配置し、児童の話し相手になることや、保護者の相談を受けるなど、教育相談体制や生徒指導体制の充実を図った。</p> <p>不登校傾向を示す児童が安心して学校で生活できる環境づくりを行った。</p> <p>(4) スクールソーシャルワーカー活用事業</p> <p>児童生徒がおかれた様々な環境の問題に対処するため、学校と関係機関等との連携が円滑に進むよう調整等を行うスクールソーシャルワーカーを全市町村（中核市を除く。）に配置した。県立学校へは、宍道高等学校及び浜田高等学校定時制・通信制に配置し、他の県立学校へは申請に応じて派遣した。特に学校と家庭と関係機関との福祉的な調整役として連携を図った。</p> <p>(5) 教育相談員配置事業</p> <p>定時制・通信制を併置する宍道高等学校及び浜田高等学校定時制・通信制並びに三刀屋高等学校掛合分校に教育相談員を配置し、不登校や問題行動等の課題を抱える生徒に対して、個々の生徒に応じた具体的な支援を行った。</p> <p>[コロナ対策]</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応による生活の変化等に伴い、児童生徒の心のケアに適切に対応するため、県教育センターによる相談体制を拡充した。</p>	

⑨ インクルーシブ教育システム構築事業

ビジョンの施策番号	Ⅱ－（１）インクルーシブ教育システムの推進
<p>1. 事業の目的及び事業内容の概要</p> <p>全ての学びの場で特別支援教育を充実させることで、障がいのある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、地域を支える人材を育成する。</p> <p>2. 事業の実績及び効果</p> <p>(1) 発達障がいの可能性のある子どもへの支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">・小中学校等の教員への特別支援教育に関わる教育相談や研修等支援を行い、地域における特別支援教育の充実を図った。・松江・益田・隠岐の3圏域の県立高等学校で、高等学校特別支援教育推進教員を指名し、高等学校同士のネットワークや圏域の中学校と連携を図った。・高等学校において、自校通級4校、ろう学校2校の巡回による難聴通級に加え、2圏域で拠点校2校（出雲高等学校・浜田高等学校）の巡回による通級の指導を開始し、通級体制の充実及び高等学校同士のネットワークや圏域の中学校と連携を図った。 <p>(2) 切れ目ない支援体制整備事業</p> <p>教育・福祉・医療・労働分野等関係部局・関係機関による連携協議会の運営により、個別の教育支援計画の作成・活用及び引き継ぎを推進し、切れ目ない支援の体制づくりを行った。</p> <p>(3) 特別支援学校機能向上事業</p> <ul style="list-style-type: none">・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教員の指導実践力向上を図るため、特別支援学校2校で実践研究を実施した。・医療的ケア実施校以外に就学した医療的ケア児に対応するため、特定行為認定教員の育成や非常勤学校看護師の配置を行った。・特別支援学校教員のICT活用及び指導スキル向上を図るため、個々の障がい特性に応じたICT活用研修を実施した。	

⑩ ふるさと人づくり推進事業

ビジョンの施策番号	IV- (1) 地域を担う人づくり
<p>1. 事業の目的及び事業内容の概要</p> <p>次世代を生きる子どもたちの育成にあわせて、地域づくりを担う人づくり、人の還流づくりのモデルを創出し、波及させるとともに、人づくりの基盤となる市町村の社会教育機能の強化を図る。</p> <p>2. 事業の実績及び効果</p> <p>(1) ふるさと活動モデルづくり事業</p> <p>高校生を中心に、子どもたちが地域の中で自らがやりたいこと（地域活動等）を実現させるため、地域の大人と関わりながら活動を行うための活動費を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none">・実施市町：5市町（益田市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町） <p>また、地域活動に取り組む子どもたちのオンライン交流会を開催し、子どもたちの活動が認められる場、刺激を受ける場となるだけでなく、グループ同士がつながる場にもなった。大人にとっても、子どもたちの想いや活動を知る場となった。</p> <ul style="list-style-type: none">・交流会参加団体数：11団体 <p>(2) 公民館等を核とした人づくり機能強化事業</p> <p>市町の計画に基づき、公民館等職員の人材育成やスキルアップを目的とした公民館等職員に対する独自の研修を行う際の研修費や、社会教育主事講習の受講費等を支援した。</p> <p>また、地域住民を巻き込み、公民館を中心とした人づくりを図るため、地域課題を解決するためのグループワークや複数館が連携した取組の活動費等を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none">・実施市町：9市町（出雲市、益田市、安来市、飯南町、美郷町、邑南町、吉賀町、海士町、隠岐の島町）	

3 点検・評価

I 学ぶ意欲を高め、確かな学力を育む教育

(1) 基礎学力の育成

- 市町村等と連携・協働し、「全国学力・学習状況調査」及び「島根県学力調査」の結果分析に基づいた指導の改善を推進します。
- 発達の段階に応じて必要とされる知識・技能を習得し、必要に応じて使いこなせるようにするため、小学校、中学校、高等学校でその意義や目的を共有し、協調学習の考えを取り入れた授業改善に取り組みます。
- 学校図書館活用教育や、学校で学ぶことと地域や社会でよりよく生きることをつなげる取組を進め、言語能力や問題発見・解決能力等を育成します。
- 子どもたち一人一人が授業でICT機器を効果的に活用することなどを通して、情報活用能力等を育成します。
- ポートフォリオなど個別の学習履歴を活用して、個々の理解度・到達度に応じた効果的な学習となるよう指導します。

名称	小・中学校少人数学級編制		所属	学校企画課
目的	対象	31人以上学級の小学校1年生 33人以上学級の小学校2年生 36人以上学級の小学校3～6年生 36人以上学級の中学校1・2年生 39人以上学級の中学校3年生	目指す状態	個に応じたきめ細やかな指導により、基礎・基本の確実な定着や、個性を生かす教育の充実を図る。
成果	<p>【少人数学級編制】 対象：小中学校全学年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人の動きに目が行き届きやすく、積極的な生徒指導を進めることにより児童生徒間のトラブルの深刻化を防ぐことができた。 ・日々の児童生徒の様子をつかみ、保護者と密な連絡を取ることで、保護者の担任・学校への信頼を得ることにつなげることができた。 <p>【少人数学級編制支援事業】（常勤・非常勤講師配置） 対象：小学校1・2年生、中学校1年生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在籍児童生徒を多角的な視点から見取り、情報共有をすることで児童生徒の理解を深めることができた。 ・複数の教員で児童生徒の指導・支援にあたることにより、教員と児童生徒、児童生徒相互の円滑な人間関係を構築することができた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・個別対応を必要とする児童生徒が増えても、それに対応できる教員の時間には限りがあるため、通級指導員や支援員、サポーターなどの協力、家庭との連携がより必要になっている。 ・一人一人に応じたきめ細やかな学習指導について、少人数だからこそできている細やかな見取りや指導について、多人数であってもできるようにポイントを絞って検証する必要がある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数学級編制基準の見直し実施に伴い、令和3年度よりスクールサポート事業は廃止し、後継的事業として、小学校1・2年生及び中学校1年生において少人数学級編制を実施しない場合に常勤又は非常勤講師を配置する少人数学級編制代替支援事業の実施となった。令和4年度は中学校2年生の生徒人数基準が変更となる。今後、学校現場の実情に応じて柔軟な教員配置が行えたか効果検証を行い、事業改善につなげる。 			

名称	未来の創り手育成事業（授業改善・ICT）		所属	教育指導課
目的	対象	児童生徒、教職員（学校司書等を含む）	目指す状態	子どもたちに「生きる力」を育むため、学校図書館やICTを活用しながら他者と協働して自分の考えを深める協調学習を推進することで、授業の質の向上を目指す。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善プロジェクトにおいて、高等学校は拠点校2校・モデル校3校を指定した。浜田市教育委員会と合同研修会を実施する等、小中学校との連携を深めた。 高校魅力化アンケートによれば、「学習活動や学習内容について生徒同士で話し合っている」と回答した生徒は、全学年平均88.5%（R2:86.0%, R元:83.7%）、高3生に限ると86.7%（R2:86.7%, R元:84.0%）であった。他者と協働しようとする生徒の割合が高まっている。 一人一人の学びに寄り添う学校司書の配置や学校図書館を活用した実践研究（小中学校）においては、学びのサポーターの個別支援において一定の効果があった。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「1クラスあたりの学校図書館を活用した授業時間数（小中学校）」については目標を下回った（小学校30.9H、中学校13.1H）。コロナ禍での休校が相次ぎ、授業時数確保を優先する必要に迫られたこと、また、小中高と学年が進むにつれ図書館活用の時間が減少していることについて、引き続き改善策の検討が必要である。 「情報を、勉強したことや知っていることと関連づけて理解していると回答した高校3年生の割合」については目標を達成したが、「1クラスあたりの学校図書館を活用した授業時間数（高校）」については目標を下回った。各教科等における探究的な学びや、総合的な探究の時間も含めた教科横断的な学習が不足している。 新型コロナウイルス感染症拡大状況下で、協調学習に関わる研修や公開授業を実施したり広く公開したりすることができなかった。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 「しまねの高校生学力育成事業」や「しまねの学力育成プロジェクト（小中学生）」を通じて、小・中・高等学校で連続性を持ちながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた協調学習やICT活用等による授業改善を進め、その成果の普及を図る。 一人一人の学びに寄り添う学校司書の配置や学校図書館を活用した実践研究を小・中・高等学校で展開し、その成果を県内に普及する。 研修のオンライン実施や講義のオンデマンド配信等を必要に応じて行い、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限にとどめる。 			

名称	学力育成推進事業		所属	教育指導課
目的	対象	公立小中学校及び県立学校の児童生徒	目指す状態	児童生徒の基礎的な知識・技能の定着や学びを生かす力の伸長を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度の高校魅力化アンケートによれば、質問項目「情報を、勉強したことと関連づけて理解できる」と回答した生徒の割合は、全学年で76.5%（R2:75.6%）、高校3年生に限ると78.3%（R2:78.0%）であった。情報を学習内容と関連づけて理解を深める生徒の割合が高まっている。 令和3年度県学力調査の意識調査によれば、質問項目「授業で学んだことを、ほかの学習に生かしている」と回答した中学2年生の割合は、69.3%（R2:67.5%）となり、昨年度より上がっている。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校においては、各教科における探究学習の質を高めたり、自ら問いを立てて教科横断型学習に取り組んだりする授業につながっていない。 県学力調査質問紙項目「学校に行く日は、学校の授業時間以外に、1日にどのくらい勉強しますか」の1時間以上学習する児童生徒の割合が下がっている。（小6 			

	R 2 : 69.3% R 3 : 66.9% 中2 R 2 : 56.5% R 3 : 50.8%)
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校においては、「夢実現チャレンジセミナー」や「英語ディベート大会」への積極的な参加を促したり、海外留学への関心を高めたりすることで、学びを社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養する。 ・各種の学力調査結果を踏まえた授業の分析、改善方法を提示することにより、各学校のマネジメント機能の強化を図り、授業と家庭学習、学びを生かすことのできる地域に関わる学習の好循環を生み出す取組を進める必要がある。

名称	へき地・複式教育推進事業		所属	教育指導課
目的	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・複式学級を有する小学校の児童、教員 ・へき地の公立学校の児童生徒、教員 	目指す状態	児童生徒に対して効果的なへき地・複式教育を実践する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・複式教育推進指定校で研究授業を行うことで、学年別指導に係る理解が深まった。また、公開授業を通して学年別指導の実践を県内に広く公開することができた。 ・令和3年度複式教育推進指定校事業リーフレットを発行することで、複式教育推進指定校による学年別指導の研究成果等、複式教育に関する情報を発信できた。 ・学習指導要領の改訂に併せ改訂した「複式学級指導の手引き」を公開授業や研修等で積極的に公開し、各学校の指導に生かせるよう支援した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・複式学級を有する学校において、学年別指導の教科指導が算数等に限られており、広がりがなかなか見られない。 ・複式学級を有する学校において、より効果的な複式教育や複式学級指導への理解及び実践がまだ十分ではない学校が見られる。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・全県に複式教育に対する理解が進むよう、次のとおり対応する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. リーフレットの内容を見直し、事業の成果等をより分かりやすくまとめ、複式学級指導に生かせるようにしていく。 2. 改訂版「複式学級指導の手引き」を活用した研修及び出前講座を実施する。 			

(2) キャリア教育の推進

- 就学前から高等学校までの各段階で、キャリア教育に関する方針を明確にし、学校種ごとの目標を関連付けながら、教育活動全体を通して系統的なキャリア教育に取り組みます。
- 「どこでどう暮らすか」といった観点で、子どもたちが自身のライフプランを考える機会をしっかりと設け、授業や地域での体験学習等を通して学んだことと結びつけて、仕事、家庭生活、地域社会とのつながり等の様々な側面から自らの人生設計を考える教育を推進します。
- 職場体験、地元企業でのインターンシップ、まち探検や地域課題解決型学習などの体験的な学習が、教科の学習とどのようにつながっているかを子どもたちに伝えることで、学ぶことと生きていくこと（働くこと）の関連性について子どもたちの理解を深める取組を推進します。
- 子どもたちが自らの学びを振り返り、将来への見通しをもつなど、自分の変容や成長を実感するとともに、主体的に学びに向かう力を育めるよう「キャリア・パスポート」の作成・活用に取り組みます。

名称	キャリア教育の推進		所属	教育指導課
目的	対象	<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育施設、公立小中学校及び県立学校の幼児児童生徒、教職員等 	目指す状態	就学前から高等学校までの各段階において、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度が育まれる。
成果	・集合型研修、出前講座、初任者研修等を通して、各教科等の学びと社会とのつなが			

	<p>りを意識した授業づくりの必要性について理解を深めたことで、各学校等においてキャリア教育の重要性の意識が高まった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ、企業見学等の取組の活発化を通して、多くの生徒に社会と関わる機会が増え、社会性を身に付けさせることができた。 ・全ての小・中・高・特別支援学校等で「キャリア・パスポート」を実施した。 ・令和2年度から始まった「キャリア・パスポート」の校種間接続の周知を図った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップや企業見学など活動の実施自体が目的となり、事前事後の学習や、実施後の教員間の振り返りなどが不足しており、今後のキャリア教育の質を上げるためのPDCAをうまく回していないところもある。 ・新型コロナウイルス感染症予防対策のため、職場体験、インターンシップの実施を控える学校があった。 ・子どもたちに対するキャリア教育の効果検証が必要である。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度末に作成した「キャリア教育ハンドブック」を活用した研修を実施し、「キャリア・パスポート」の効果的な活用を通じたキャリア教育の推進を図っていく。 ・各教科等の学びと社会とのつながりを実感し、生き方や将来の自分のあり方について考えることができるよう、様々な体験活動を教科等の学習と関連付ける必要性を継続して広めていく。 ・新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた職場体験、インターンシップの実施手法について、県内外の取組例を収集し、周知していく。 ・地域素材を活用した、小中学校における「ふるさと教育」、高等学校における「地域課題解決型学習」を有機的に接続し、キャリア教育の系統性を高めていく。

(3) 幼児教育の推進

- 幼児教育の必要性や取組内容を共有し、行政、幼児教育施設及び小学校、保護者、地域が一丸となって、幼児教育の質の向上に取り組むため、「島根県幼児教育振興プログラム」を作成し、市町村等・幼児教育施設など関係者と共有します。
- 幼児教育施設が幼児教育に係る共通理解のもとで質の向上を図るため、実践事例集の作成・配布や職務に応じた研修を支援します。
- 幼児教育施設と小学校が目指す子どもの姿を共有し、円滑な接続を図るため、それぞれの教育内容や指導方法などの相互理解を深める取組を推進します。

名称	幼児教育総合推進事業		所属	教育指導課
目的	対象	乳幼児、児童、保護者、保育者、小学校教職員、市町村	目指す状態	県内の全ての幼児教育施設において質の高い幼児教育を提供する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症予防対策で、様々な研修等の制約があったものの、集合型研修の参加人数も増えるなど、各市町村で、幼児教育の重要性について意識向上の広がりが見られた。 ・保育参観による指導・助言を希望する幼児教育施設が増え、自園所での研修意欲が高まっている。 ・幼児教育施設において幼児教育の質の向上への意識が高まるとともに、市町村の意識向上等が図られつつある。 ・幼小連携・接続事業の実践地域のある雲南市では、推進協議会を立ち上げる動きが見られるなど、事業の成果普及が図られつつある。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・求められている幼児教育に向けて、自園所が保護者、地域とともにPDCAを活用した保育や経営等の更なる改善が必要である。 ・幼児教育の取組について、地域によって格差が生まれている。 ・各市町村において市町村幼児教育アドバイザー配置の必要性が意識されつつあるが、幼児教育施設に対しての具体的な指導内容や手法が身に付いていない。 			

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、県アドバイザーと指導主事を幼児教育センターに継続的に配置し、幼小連携接続の推進や幼児教育の質の向上に関する高度な知見を広域的に提供していく方向性である。 ・各地域内の幼児教育施設の指導を市町村自らが主体的に行える体制の構築を促すとともに、市町村の自走を支援する。 ・市町村が幼児教育施設に対する指導のスキルを身に付けることができるよう、市町村のアドバイザー対象の研修を実施して支援する。
-----	---

名称	新規採用教員資質向上事業		所属	教育指導課
目的	対象	新規採用幼稚園教員	目指す状態	教員として必要な実践的指導力と資質を身に付ける。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・園が研修年間指導計画を作成して、組織的、計画的に研修を実施しており、その中で、新規採用幼稚園教諭に対し適切な指導・助言が行われ、新規採用幼稚園教諭は基本的な指導力が育成された。 ・園内研修のために派遣する研修指導員については、新規採用幼稚園教諭の配置園長との連携が常時図られている状況が生まれつつあるため、各園からは肯定的な評価を得ている。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・求められている幼児教育や、質の向上を図る園経営の在り方について、未だ研修指導員及び園長等管理職の理解が部分的に不足しているところがある。 ・該当の園長との情報交換は常時行われているものの、OJTまで至っていない幼稚園があり、新任教諭の2年目、3年目における資質・向上についての指導が、先輩教員の属人的な指導能力に依存している園もある。 ・研修指導員の後継者が不足している。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・研修指導員に対して、年2回の研修を行い、求められている幼児教育の質の向上や幼小連携・接続について理解促進を図る。 ・園の管理職、ミドル世代のマネジメント力の向上を図り、長期的、組織的な人材育成を図ることができるよう、キャリア別の研修を充実することで、園の全教職員での新任研修が実施できる体制構築を促す。 ・今後は、新規採用教員資質向上事業を島根県幼児教育総合推進事業の中に組み入れ、より広範に、新任教諭の指導・支援体制の構築を図る。これにより、新任の幼稚園教諭だけでなく、保育所、保育所型認定こども園等の職員の人材育成にもつながると考える。 			

(4) 読書活動の推進

- 子どもたちの発達段階に応じた読書活動を通じて、乳幼児期からの読書習慣の定着や学校図書館活用教育を推進します。また、読書の楽しさを味わうとともに、豊かな心と確かな学力を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域が連携し、子どもの読書を支える人材育成や環境整備に努めます。
- これからの子どもたちに求められる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育むため、学校図書館を教科横断的に授業で利活用する学校図書館活用教育を推進します。
- 学校図書館活用教育を一層推進するために、各自治体及び各学校において研修の機会を確保します。

名称	子ども読書活動推進事業（学校司書等配置）		所属	教育指導課
目的	対象	児童生徒、教職員（学校司書等を含む）、保護者	目指す状態	学校図書館の充実と活性化を図ることによる、豊かな心（感性・情緒）、思考力・判断力・表現力等を身に付けた子どもの育成を図る。

成果	<ul style="list-style-type: none"> 学校司書等の全校配置が継続されることで、各学校において「人がいる図書館」の有効性が認知されるとともに、より勤務時間の長い勤務区分の学校司書が増加している。 学校図書館の環境整備や読書活動の充実がなされることで、「読書センター」としての機能が向上してきている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 学校図書館の学習センター機能や情報センター機能に対する取組の充実を図る必要がある。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と連携し、学校図書館を活用した教育の具体的なイメージやその意義の理解が進むよう、未来の創り手育成事業の「学校図書館活用教育研究事業」で得た成果を県内に普及していく。 児童生徒一人一人に寄り添った学習支援を行う学校図書館となるよう、「未来の創り手育成事業」において学校司書等の配置と研修を継続していく。

名称	特別支援学校図書館教育推進事業		所属	特別支援教育課
目的	対象	特別支援学校の幼児児童生徒	目指す状態	特別支援学校の図書館機能を充実し、幼児児童生徒の学習活動や読書活動の充実を図ることで、豊かな感性や情操を育む。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 計画的な蔵書整備により蔵書数が増加した。 教員と学校司書との連携により、学校図書館を活用した教育活動や授業実践が充実してきている。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた図書館資料の整備が十分でない。 特別支援教育における学校図書館を活用した教育の充実が十分でない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 授業や幼児児童生徒の実態に応じた蔵書の整備が必要である。 研修による学校司書と司書教諭の専門性向上と連携による授業実践の充実を図る。 			

名称	子ども読書活動推進事業		所属	社会教育課
目的	対象	未就学児、児童生徒	目指す状態	子ども読書活動を推進することにより、子どもたちが言葉を学び、感性や表現力、想像力など豊かな心を持ち、人生をより深く生きる力を身に付ける。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育関係者、公立図書館、読書ボランティア等からなる「島根県子ども読書推進会議」を開催し、第4次島根県子ども読書活動推進計画の進捗管理や、子ども読書活動の推進のための取組について協議・検討を行い、その内容を県事業に反映している。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 家庭や図書館で全く読書をしない児童生徒等が一定の割合で存在する。 子ども読書フェスティバルの開催団体数（R3：1団体）や読書普及指導員の派遣依頼件数が減少している。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 「しまね絵本ダイアリー（家庭での読書活動を推進するための読み聞かせ記録手帖で、令和3年度に内容や装丁をリニューアル）」の配布・周知を行い、未就学児を持つ保護者（祖父母等を含む）等に対して、家庭における読み聞かせの普及啓発を図る。 子ども読書フェスティバルを開催する市町村に対して、コロナ禍での実施事例等の参考資料を送付するなど積極的に情報提供を行う。 家庭での読み聞かせを含めた読書普及について、より効果的なやり方を検討する。 			

(5) 望ましい生活習慣の確立、心身の健康づくりと体力の向上

- 子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送るためには、望ましい生活習慣の確立とともに、日常的に起こる健康課題やストレスに適切に対処する力など、自らの健康保持、増進を図る知識や、技能を身に付けることが必要です。そのために家庭・地域・学校が一体となっ

- て、子どもたちに健康に関する知識や健康的な生活を実践していく力を育成します。
- 電子メディア接触による健康への影響や睡眠の重要性について子どもや保護者の理解を深め、家庭でのルールづくりを促すとともに、望ましい生活習慣の確立に向け、子どもたちが自ら考え、実践できる力を育成します。
 - バランスのよい朝食など健全な食生活は、生涯にわたる健康維持の基礎となります。子どもたちが望ましい食生活のために正しい知識と食習慣を身に付けるとともに、地場産物を活用した給食を教材とするなど、食育を推進します。
 - 体力、運動能力を高めることは健全な体の発達だけでなく心の発達にもかかわっています。幼児期の運動遊びや学校での体育の授業を通し、運動が好きな子どもが増えるよう、積極的なスポーツへの参加を促し、体力の向上とあきらめずに最後までやり遂げる力の育成を推進します。

名称	健康教育推進事業		所属	保健体育課
目的	対象	養護教諭、健康教育担当者（養護教諭、保健主事等）	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における健康教育を推進するため養護教諭、保健主事の研修を行い、資質向上を図る。 ・新学習指導要領に対応する学校におけるがん教育を構築する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」で挙げた6つの課題に沿い、「令和3年度健康教育に関する状況調査」の項目・内容について整理をし、その結果を各市町村教育委員会を通して各学校に配付。県全体の取組状況等を把握し、自校の健康教育推進に役立てた。 ・がん教育支援事業（文部科学省委託）を受託し、これまでのモデル校の実践を県内に広げていくために、「島根県学校におけるがん教育の手引」として実践事例等をまとめ、各学校へ配付した。また、職員向けの研修会の開催、「啓発リーフレット」の作成などを行い、保健体育科の教員を中心に、がん教育の推進を図った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により、学校保健委員会の開催ができない学校が増加した。 ・学校における健康教育推進のため、学校保健推進体制を確立し、学校保健委員会の複数回開催等、活性化が重要であるが、効果的な学校保健活動の展開がされていない学校もある。 ・学校における「がん教育」を推進する上で必要な指導内容についての知識・理解が教職員の間で認知されていない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・健康教育（学校保健）研修会等において学校保健委員会開催の実態を伝え、オンラインや書面を通じての開催を呼びかける。 ・「学校保健計画策定の手引～しまねっ子元気プラン～」について施策説明会や研修を通して保健主事の役割を明確にするるとともに、手引を活用して、評価を行い、次年度の学校保健計画の策定に生かすよう周知・啓発を図る。 ・令和4年度も「がん教育総合支援事業（文部科学省）」を受託し、より一層のがん教育の充実を図るために、「がん教育Q&A集」を作成する。引き続き、学校において「島根県学校におけるがん教育の手引」や「啓発リーフレット」を活用してがん教育が実施されるよう、研修会等を通じて広く周知・啓発を図る。 			

名称	児童生徒の健康管理実施事業		所属	保健体育課
目的	対象	児童生徒、教職員	目指す状態	病気の予防、早期発見、早期治療ができる体制整備
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・心電図検査については、養護教諭研修を通して健康管理の目的及び主治医や保護者との連携を踏まえた取組の重要性についての指導などを行い、精密検査（2次検査）の実施率平成25年度の67.6%から令和3年度の93.8%に上昇した。 ・平成29年度から教職員の麻しん抗体検査を実施しており、学校で把握している該当 			

	者については実施を促している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 心電図検査での有所見の児童生徒の二次検査受診率や治療が100%になっていない。 教職員の麻しん抗体検査の未実施の該当教職員がいる。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 養護教諭研修等を通し、学校全体で健康管理の重要性について認識を共有し、組織的に事後指導にあたるよう周知徹底を図る。また、児童生徒、保護者に対し、健康診断の意義や目的、有所見時の望ましい保健行動について指導を徹底するとともに、有所見がある場合の精密検査を医療機関で受診しない理由を各学校に聞き取り、受診につながるよう働きかける。 麻しん抗体検査について、対象者の把握をするとともに、麻しんの危険性について養護教諭研修や施策説明会等で理解を深め、未受検者の抗体価検査を管理職等を通じて働きかける。

名称	子どもの健康づくり事業		所属	保健体育課
目的	対象	幼児児童生徒、保護者、地域住民	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> 適度な運動、十分な睡眠、バランスのよい食事などの望ましい生活習慣を身に付ける。 医師や助産師等の専門家による相談、講演事業等を通し、子どもの健康課題の解決をする体制を構築する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、専門家・専門医による指導事業「健康とメディア」に74件、「健康課題」に15件派遣し、多くの学校でメディア接触に対する取組や心と性に関する取組が定着している（年度当初希望学校は過去最多の88件）。 学校が直接医師と電話相談できる健康相談で令和3年度68件の相談があり、児童生徒に対する専門的な知見を踏まえ、早期解決に向けた方向性を示すことができた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> メディア接触時間はコロナ禍においてさらに増加しつつある現状にあり、その影響により子どもたちの睡眠時間の不足や朝食欠食等の生活習慣の乱れが懸念される。 心の健康や性に関する指導については、専門家・専門医による指導体制の整備が重要であるが、十分でない学校もある。 児童生徒の健康課題に対しては、早期対応することが大切であるが、学校が専門医等に相談できる窓口の認知度が十分でない学校もある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> G I G Aスクール構想、一人一台端末など、I C Tの活用やオンライン授業など、今後ますますメディア接触の機会が多くなるため、メディア接触と健康については、家庭でのルールづくりやメディアとの上手な付き合い方についての啓発をより一層進めていく。 県内全域に派遣できるメディア、健康課題に関する講師の確保をして、多くの学校で利用できるようにする。 相談窓口の認知度を上げるために、研修や施策説明会等様々な機会をとらえて各学校へ周知する。 			

名称	食育推進事業		所属	保健体育課
目的	対象	児童生徒、教職員、市町村教育委員会、調理員	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する知識と食を選択する力を習得し、心身の健康を考えた食生活を実践できるようにする。 栄養教諭、学校栄養士の資質向上を図る。 衛生管理、給食管理、地場産物活用に対する知識を高め、安全、安心な給食を提供する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 食の学習ノートは、小学校、中学校とも活用率があがっている。 栄養教諭、学校栄養士配置校の学校訪問を行うことで、職務に対する理解、食育推進体制づくりの必要性について理解が進んだ。 			

	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭、学校栄養士、調理場関係者へ研修や資料提供を行い、衛生管理や栄養管理の重要性等について伝えた。 ・市町村訪問を行うことで、市町村教育委員会や栄養教諭、学校栄養士等に学校給食への地場産物活用の推進と食の学習ノートの活用等啓発し、活用への意識が高まった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・校種や栄養教諭の配置状況により、食に関する指導の取り組み内容に温度差が見られる。 ・組織としての体制づくりや役割が明確でない調理場がある。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健計画策定の手引や食に関する指導の手引の内容について、研修や学校訪問により周知し、食育推進の必要性について啓発をする。 ・調理場訪問や研修により、給食運営や衛生管理の在り方について理解を促し、安全、安心な給食を提供するよう指導する。 ・衛生管理、地場産物使用促進等の内容を盛り込んだDVDを各調理場に配布することにより、体制づくりや役割についての確認や、衛生管理への意識、地場産物活用への意欲を高める。

名称	子どもの体力向上支援事業		所属	保健体育課
目的	対象	幼児児童生徒	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> ・運動の楽しさを体験し、運動が好きになる。 ・基礎的な体力・運動能力の向上を図り、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を身に付ける。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・指導主事による学校訪問、大学教員等派遣事業、「しまねっ子！元気アップレポート」（報告書）の活用、未就学児の体力向上推進事業などを通して、体育授業の充実や体力向上のための取組が定着してきている。 ・幼稚園・保育所の教員や保育士を対象とした合同の実技研修会の実施により、幼児期に必要な運動の基礎的感覚・基本動作を定着させることの必要性について、幼保の担当者が共通理解を図ることができ、今後の系統性を持った指導の基礎づくりの一助となった。 ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果より、島根県は中学2年生男子以外は体力合計点が一昨年度よりも下がったが、本県小学5年生、中学2年生の男女全てにおいて、体力合計点の平均が全国平均を上回った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・体力数値のピークであった昭和61年の記録に及ばない状況が続いている。（社会環境・生活環境の変化が影響） ・特に中高女子における運動離れや運動をする子としない子の二極化による体力や運動能力の低下が見られる。 ・小学校入学時点で、姿勢保持ができない、重心が移動するとバランスが保てない等の子どもがいる。 ・体育の授業力向上や運動遊びを学ぶための教員の研修機会が少ない。 ・運動が得意な子どもでも、様々な遊び、動きを経験していないため、特定の動作や運動が身につけていない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・県全体の体力向上のため、運動が「苦手」「嫌い」という集団に対し、「またやりたい」「もっとやりたい」と感じられるような有効な働きかけを行う。 ・教員の指導力を向上させるための研修の内容充実を図る。 ・P D C Aサイクルに基づいた体力向上の取組の工夫改善が進むよう学校全体で共通理解を図るよう働きかける。 ・幼児期から、多様な運動経験を重ねていくことの重要性を研修会等で継続して伝える。 ・学校と家庭が連携し、家族でできる易しい運動を紹介する等の働きかけを行う。 			

名称	体育・競技スポーツ大会支援事業		所属	保健体育課
目的	対象	中学生、高校生	目指す状態	中学校体育連盟、高等学校体育連盟が主催する事業を支援することで円滑な運営を図り、中学生・高校生の大会への参加、活躍を促進する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったが、令和3年度は例年通りの県中学校総体、県高等学校総体を実施した。感染症対策を含めた運営費支援を行うことで円滑な大会運営ができた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 県中学校総合体育大会への参加選手及び県高等学校総合体育大会への参加選手ともに減少している。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 中学校体育連盟及び高等学校体育連盟が主催する県総合体育大会や本県で開催される中国大会への参加を促し、円滑な大会運営のために、引き続き運営費支援を継続していく。 			

名称	学校体育指導力向上事業		所属	保健体育課
目的	対象	小中学校・高等学校教員	目指す状態	子どもが「楽しい」と感じられる体育授業の実践・普及のため、大学教授等の専門性の高い講師を派遣する研修により教員の指導力向上を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 実技研修に参加した教員から、「実技演習等を通して教材に対する理解を深め、自分の授業に生かせる指導法を学んだ」等の評価を多く得た。 意識調査によると、体育の授業が「楽しい」と感じている生徒の割合が向上した。(中2男女) 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 意識調査によると、1週間の総運動時間が60分未満の子どもや「運動やスポーツが嫌い」と思っている子どもの割合は男子より女子の方が高く、特に中学女子で運動嫌いの傾向がみられる。 新学習指導要領の考え方や具体的な内容等について、教員の周知がまだまだ十分とはいえない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の体育授業への愛好的な取組が、運動への楽しさに繋がることから、「楽しい」と感じる体育授業づくりの支援となる教員研修に努める。 新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業の充実をさらに推進していく必要がある。特に昨年度から完全実施となった中学校に関しては、学校訪問等を通じて指導の充実を図る。高等学校については一昨年度、昨年度で2回実施したが、この説明会だけでは理解が進んでいない。今年度も引き続き周知を図っていく。 			

II 一人一人の個性や主体性・多様性を生かし伸ばす教育

(1) インクルーシブ教育システムの推進

- 市町村等や関係機関と連携し、それぞれの学びの場において特別な支援の必要な子どもたちが適切な支援を受けて、その能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加できるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を充実します。
- 全ての教職員等が、特別支援教育の理解を深めることができるよう研修の充実を図ります。また、特別支援教育を担うリーダーとなる人材の育成について、長期的視点をもって計画的に取り組んでいきます。
- 就学前から社会参加まで切れ目ない一貫した支援が受けられるよう、市町村等とともに、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を促進します。
- 子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、必要に応じて関係機関が共有でき、支援を引き継いでいけるよう、個別の教育支援計画の活用をさらに推進します。
- 障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ機会を増やし、子どもたちの障がいに対する理解を深めるとともに、保護者や企業を含めた地域の方々に対するインクルーシブ教育システムについての理解啓発を推進します。

名称	特別な支援のための非常勤講師配置事業（にこにこサポート事業）		所属	学校企画課
目的	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校及び義務教育学校の前期課程の通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等のある児童 ・小中学校の多人数の特別支援学級 	目指す状態	一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服し安心して学校生活を送れるようにする。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ティーム・ティーチングによる学習では、該当児童に合った声かけや助言を行うことで学習への意欲が向上した。また、児童に合った教材を準備することで、わからない課題にも取り組むことができた。該当児童だけでなく同じ学級の中にいるわからなくて困っている児童を支援することで、「わからない」ということが言いやすくなり、学級全体の学習意欲が高まった。 ・個別学習では、できる・わかるを実感し、一層学習意欲を高めることができた。このことにより、一斉学習においても気持ちの変化が見られ、学びあいができるようになった。また、生活面でも言葉遣いが優しくなったり、過剰な言動が少なくなったりするなど対象児童の心理的安定が図られたことで、学級の雰囲気にも良い影響を及ぼした。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な支援を必要とする児童生徒への適切な対応が十分にできていない状況がある。 ・校内指導体制を十分に確立できていないところもある。 ・具体の支援策は多種多様であり、非常勤講師に求められる特別支援教育や教科指導に関する専門性が高まっている。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング等を通して各学校の状況や実態を十分に把握し、県全体のバランスを考慮しながら、より効果的な非常勤講師の配置を行う。 ・指導計画に担任との打合せの時間を明記できるようにし、計画的に実施できるようにする。 ・学校訪問等で、校内指導体制の整備や個別の支援計画を活用した支援について各小中学校を指導する。 ・非常勤講師の専門性を高めるような研修を実施する。 ・上記の方向性で取り組んでいくために、学校企画課、特別支援教育課及び県教育センター等が情報共有を図る。 			

名称	インクルーシブ教育システム構築事業		所属	特別支援教育課
目的	対象	特別な支援を必要とする幼児児童生徒	目指す状態	一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と支援を受けられる学びの場があること。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校において、巡回指導ができる拠点校方式を、出雲・浜田に加えて松江・益田・隠岐圏域にも導入することにより、通級実施校が増加した。 ・高等学校における合理的配慮の提供に係る相談に対応する合理的配慮アドバイザーが事例集を作成し、理解・啓発の促進を図った。 ・視覚・聴覚障がい教育の継承・充実を図るため、専任教員認定制度を開始し、2名の認定を行った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・通常学級で学ぶ学習障がいのある児童生徒への支援が十分ではない。 ・高等学校において、特別な支援の必要な生徒への適切な指導、必要な支援が十分でない状況がある。 ・特別支援学校において、新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業実践の更なる積み上げが必要である。 ・専門的な支援を行うための教育環境の整備、人材の育成を図る必要がある。 ・特別支援学校への通学のため、遠距離の送迎を行っている保護者等の負担が過重となったり、希望する働き方ができないなどの支障が生じたりしている。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・切れ目ない支援のための通常学級での学習障がいのある児童生徒への新しい学びの場の設置による支援が必要である。 ・高校通級拠点校方式と自校通級による通級指導の充実と合理的配慮アドバイザー配置による校内体制や支援の充実に取り組む。 ・特別支援学校の専門性の向上を図るための実践研究や人材育成を行う。 ・特別支援学校への通学のための保護者等の負担を軽減するための支援の検討を行う。 			

名称	特別支援学校職業教育・就業支援事業		所属	特別支援教育課
目的	対象	就労を希望する高等部（専攻科を含む）の生徒	目指す状態	生徒の障がいの実態や希望に応じた一般就労の実現を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援学校応援企業・団体登録事業」を開始し、61企業・3団体の登録を行った。 ・関係機関や「特別支援学校応援企業・団体」への働きかけにより、学校見学会への参加企業が増加した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響で、引き続き現場実習の受入れが厳しい状況がある。 ・企業の障がい者雇用に対する理解や関心が低い。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・各圏域の雇用推進協議会との連携を強化する。 ・企業や県民へ各媒体を通じた広報活動を拡充する。 ・企業の障がいのある生徒に対する理解・啓発のため、フードデザインコンテストに企業・団体等の参画を促進するなど連携・協働して取り組む。 			

名称	特別支援学校普通教室ICT環境整備事業		所属	特別支援教育課
目的	対象	特別支援学校の幼児児童生徒	目指す状態	ICT環境を整備し、ICT活用を推進することで、授業の質の向上により、幼児児童生徒の理解を深め、主体的な学びを実現する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・高等部入学生には1人1台端末を整備し、学習活動での活用を開始する。 ・産官学における連携協定での先端技術トライアルの実施希望校が増加している。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての教員が、授業でのICT機器を活用できる状況には達していない。 ・児童生徒用端末（タブレット端末）の授業での活用が進んでいない。 			

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・教員のICT活用能力を高めるための計画的に研修を実施する。 ・特別支援学校のICT活用事例の収集及び情報共有を図る。 ・産官学連携による先端技術トライアルでの特別支援学校ICT教育の専門性向上を図っていく。 ・高等部生徒1人1台端末の計画的整備を行う。
-----	--

(2) 道徳教育の推進

- これからの時代において、子どもたち一人一人が高い倫理観をもち、人としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す力を培う道徳教育を推進します。
- 小学校、中学校では「特別の教科 道徳」を充実させるとともに、高等学校では道徳教育推進教員を中心に学校教育全体を通じた道徳教育を進めます。
- 社会参画の意識を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めるため、家庭や地域との連携によるボランティア活動や、自然体験活動などの体験活動を通じた「しまねのふるまい」の推進に取り組みます。

名称	「特別の教科 道徳」の授業力向上		所属	教育指導課
目的	対象	小中学校教員	目指す状態	県内全ての小中学校で道徳科における「主体的、対話的で深い学び」が展開される。
成果	・研修を通して、全ての小中学校の担当教員に授業づくりの講義と演習を実施し、道徳科における「主体的、対話的で深い学び」のポイントについて伝えることができた。			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・各校の担当者には、授業づくりのポイントは伝わったが、校内研修における伝達スキルの向上については十分ではない面があった。 ・今後は、道徳の授業力向上を目的に行ってきた研修を、学校教育全体での道徳教育の質の向上にもつながるよう推進していく必要がある。 			
方向性	・引き続き授業力向上に向けた教員研修を実施していくとともに、道徳教育に係る校内研修の質の向上や、学校教育全体での道徳教育の推進が図られるよう研修内容を充実させていく。			

名称	「しまねのふるまい」の向上・定着		所属	教育指導課
目的	対象	乳幼児、小中学生、高校生、地域住民	目指す状態	社会全体で子どもたちの「しまねのふるまい」推進が図られ、大人もふるまいを省み、子どもと一緒に「しまねのふるまい」の定着に努める。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な広報媒体を使った広報・啓発活動を行ったことで、広く県民に「しまねのふるまい」の定着の必要性などが周知できた。 ・ふるまい推進指導員の派遣を通じて、保育所、幼稚園、小学校PTA等において指導・助言を行った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活習慣やルール等の確立が、幼児期から小学校低学年において非常に重要であるにもかかわらず、幼児教育と連携が十分ではない。 ・新型コロナウイルス感染症予防対策のため、ふるまい推進指導員の派遣要請が激減した。(派遣要請件数 R元：64件 → R2：7件 R3：14件) 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の「しまねのふるまい」の推進については、ふるまい定着の基盤となる幼児期から小学校低学年時を重点的に取り組む。 ・新型コロナウイルス感染症予防対策に応じ、ふるまい推進員の派遣方法を検討していく。 ・小中学校や高等学校教育においても「しまねのふるまい」を意識した教育活動が展開されるよう、教職員研修を活用するなど引き続き取り組んでいく。 			

	・社会教育においては、ふるまいの向上や定着に資する人とのふれあいや関わりを大切に公民館活動等の諸活動において引き続き推進する。
--	---

(3) 人権教育の推進

- 子どもたちの様々な人権課題に対する知的理解を深めるとともに、お互いの違いを認め合い、よりよい関係を作ることができるよう、人権感覚を育成します。
- 子どもたち一人一人が「私は大切にされている」という実感を積み重ねていくことができる人権教育を推進します。

名称	人権教育行政推進事業		所属	人権同和教育課
目的	対象	県、市町村、団体、学校等関係機関	目指す状態	関係行政機関との意見交換の場を設定するとともに、具体的な取組に活用できる教材の作成を進め、人権教育の推進を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全ての市町村教育委員会へ訪問し、前年度の課題や進路保障推進協議会の意見交換をもとに、聞き取り内容を事前に知らせることにより、市町村の実態に応じた協議を進めることができた。 ・進路保障推進協議会において、各市町村の実態や課題に応じたテーマを4つ設定し、分科会形式で行った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会の実態や課題は多様であり、課題の把握や実態に応じた支援が十分にできていない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた機会の中で共通理解を深めるため、進路保障推進協議会において、「学習支援事業」「学校・福祉連携推進モデル事業」の事例発表を行い、県の進める人権教育への一層の理解を図る。また、協議会での情報交換を通じて、各市町村個別の実態や課題について把握に努め、市町村教育委員会への訪問の際には、具体的な支援ができるように努める。 			

名称	人権教育研究事業		所属	人権同和教育課
目的	対象	教職員等、幼児児童生徒	目指す状態	人権教育の推進に関する実践的な研究を行い、指導方法等の改善及び充実に資するとともに、その成果を公表して、人権教育の一層の充実を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問指導の回数は減少しているが、研究・実践の進め方等について学校・園の担当者との打ち合わせをこまめに行い、指導・助言の充実を図っている。 ・「性の多様性が認められる学校づくり」「これからの人権教育」についての出前講座、申請訪問の依頼が増加している。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育においては、知的理解と人権感覚の両方の向上が必要であるが、校内で進めている研究実践に関して、人権学習（人権課題に関する知的理解）を重視する傾向が見られる。 ・教育活動全体で人権教育の充実を図る上では、教職員等の人権感覚を高める必要があるが、現時点では十分とは言えない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・実践モデル園、研究指定校、実践モデル校については、教職員や地域、園・校の研究推進体制などの実態を把握、分析した上で、教職員研修や事例研究を行う。幼児児童生徒の実態を捉え、身に付けさせたい資質・能力を意識した授業づくりや教職員の人権感覚の高揚を図る。 ・「進路保障」の理念や「進路保障の理念に基づく取組」の理解を深めるため、具体的な場面や実践的な事例を取り入れ、研究実践の指導助言を行ったり、出前講座や申請訪問を行い、教職員の知的理解を深めるとともに人権感覚の高揚を図る。 			

名称	人権教育推進事業		所属	人権同和教育課
目的	対象	県民	目指す状態	人権についての理解と認識を深め、人権が尊重される地域ぐるみの人権教育の推進を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人権教育において、集合型の研修の実施が難しい中で、オンライン研修やオンデマンド研修などを工夫して実施した。 ・学校教育において、校内研修の充実を図るため研修動画「校内研修“おたすけ”シリーズ」を作成し、DVDの配布とオンデマンド配信を行った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人権教育において、参加者の固定化が見られ、「人権」についての研修に、積極的に参加しようとしないう傾向が見られる。 ・学校内での、教職員研修等の機会が確保しにくくなっている傾向が見られる。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの県民が参加し、それぞれの地域で人権教育の推進組織や取組の活性化を進めていくためには、人権が尊重され多様性を受容できる共生型社会の構築を図る必要がある。こうした考えを社会教育における人権教育の柱として位置付け、研修方法や内容について改善を行い、広く普及を図っていく。 ・研修動画「校内研修“おたすけ”シリーズ」の利用促進を図るとともに、人権教育担当主任等研修などを通して、担当者の役割や校内研修のあり方について演習を取り入れ、実践に生かせるようにする。 			

(4) 課題を抱える子どもへの支援

- 子どもが抱える困難な状況については、子どもの変化に気づいた段階から学校が組織的に対応できる体制を強化するとともに、学校と関係機関との連携を推進し、子どもや家庭の状況に応じたきめ細かな支援を行う体制を充実します。そのために、学校内では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を一層進め、組織的な支援体制を充実させるとともに、学校外でも、子どもたちが相談しやすい環境となるよう相談窓口を充実させます。
- 学校・学級での「居場所づくり」、「絆づくり」を通して、いじめの未然防止を図るとともに、いじめの早期発見や適切な対応を行います。また、必要に応じて、専門家の支援や警察などの関係機関との連携によるいじめへの対応などの取組を推進します。
- 不登校対応における学校、地域での好事例を県内の学校や関係機関に紹介するなど、市町村等と協力しながら、不登校の子どもたちの社会的自立に向けた取組を推進します。
- 教職員がいじめや不登校など生徒指導上の諸課題に関する正しい知識をもち、適切な指導や支援を行うことができるよう研修の充実に取り組みます。
- 子どもたちの学びを保障するため、経済的支援や指導体制の充実を図ります。

名称	高等学校奨学事業 高等学校就学奨励費（定時制・通信制）		所属	学校企画課
目的	対象	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等に在籍する生徒 ・県立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する勤労青少年 	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金を貸与することにより、修学の機会均等を図る。 ・経済的負担を軽減することにより修学を促進し教育の機会均等を保障する。
成果	<p>高等学校奨学事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与基準を満たした申請者全員に対して奨学金を貸与し、生徒の修学支援に寄与した。 <p>高等学校就学奨励費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有職生徒の経済的負担を軽減することで、青少年の修学の促進に成果があった。 			
課題	<p>高等学校奨学事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返還金の滞納が発生している。 			

	<p>高等学校就学奨励費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度は安定的に運用されており、現状で課題はない。
方向性	<p>高等学校奨学事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービサー委託者数に対し返還者数の比率は66.7%。（前年度は68.2%）。長期間返還が行われず連絡にも応じない悪質な滞納者に対して法的措置（裁判所からの督促）を行った結果、一定の効果がみられた。 ・生活困窮者に対して、経済状況に応じた返済プランを提示して、返還を促す。 <p>高等学校就学奨励費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き制度を運用していく。

名称	学びの場を支える非常勤講師配置事業（学びいきいきサポート事業）		所属	学校企画課
目的	対象	<p>自学教室等での個別指導の充実を図ることが必要な中学校及び義務教育学校の後期課程</p>	目指す状態	<p>自学教室の運営の充実を図ることや校内の生徒指導体制の充実を図ることで不登校の未然防止や解消を目指す。</p>
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学級に入りにくい生徒を中心に対応する体制を構築し、多目的室等で自主学習するだけでなく、個別の学習支援を行った。生徒はできる・わかるを実感することで自信につながり、それが欠席の減少につながるケースもあった。 ・学習支援だけでなく、心理的な支えを築くことにつながっており、生徒が安定した学校生活を過ごすための重要な存在となっている。 ・生徒との会話や気になる言動について毎日支援記録を記入することで、関係する教職員間での情報共有に役立てることができた。 ・継続してこの事業に配置される非常勤講師が多いため、切れ目のない指導が行われるとともに、情報共有もより密に行われている。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤講師は勤務時間の関係で、生徒指導に関わるケース会議や学級担任との情報交換会議等に参加しにくい状況がある。そのため、それらの会議時に非常勤講師の保有する情報が効果的に提供されないこともある。 ・自学教室等での個別指導を実施した生徒総数に対して、非常勤講師が直接指導に関わった生徒数の割合が減少傾向にある。（自学教室等での個別指導を必要とする生徒の増加） 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問指導等の機会を捉え、各校に対して本事業の非常勤講師の役割を踏まえた生徒指導体制の構築や具体的な実践について指導を行う。 ・学校企画課、教育指導課及び各教育事務所が密に連携し、方向性を確認しながら事業を運営していく。 			

名称	生徒指導体制充実強化事業		所属	教育指導課
目的	対象	<p>児童生徒</p>	目指す状態	<p>生徒指導上の諸課題への積極的な取組を行うことで、問題行動の発生を防止する。</p>
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・県が行う研修や通知によりいじめの積極的な認知の必要性について周知を行った結果、学校においていじめの認知が進み、組織的ないじめの未然防止・早期発見・早期対応の取組につながっている。 ・アンケートQ U実施により学級集団の客観的な状況把握ができ、教員の指導・支援の改善につながっている状況がある。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動の発生件数（いじめを除く）は、小学校、中学校ともに増加しており、小学校、中学校ともに「生徒間暴力」がかなりの割合を占めている。 ・高等学校では、いじめの問題や問題行動等の背景、不登校や中途退学の背景が多様化しており、生徒指導に苦慮している学校が多い。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の負担を減らし、児童生徒にきめ細かな対応を行うために、外部人材の活用などを一層進めていく必要がある。 ・積極的な生徒指導、予防的生徒指導を進めるために、生徒指導に関する研修等の充 			

	<p>実により教職員の人材育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね子ども絆づくりサミットを引き続き開催し、児童生徒による主体的ないじめ防止の取組を県内の学校へ周知・啓発していく。
--	--

名称	悩みの相談事業		所属	教育指導課
目的	対象	児童生徒、保護者、教員	目指す状態	悩み、心配事等の心の問題の負担を軽減する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全ての公立学校へスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図っている。スクールカウンセラーの活用は定着化してきており、特に教員へのコンサルテーションが増加し、効果的な活用につながっている。 ・年間を通じてSNSによる相談窓口を開設した。相談窓口の選択肢が広がり、相談者の多様なニーズへの対応へつながっている。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーについては、各学校のニーズに沿った配置時間が設定できていないケースがある。 ・スクールソーシャルワーカーについては、委託先の各市町村での活用に偏りがみられる。 ・不登校児童生徒で、学校内・外での支援につながっていない者が存在する。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの人材の掘り起こしに向けて、島根大学や職能団体と連携し、人材確保に取り組む。 ・スクールソーシャルワーカーの活用が進むよう、市町村及び学校へ積極的な働きかけを行う。 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用がより効果的になるよう、また活用を一層進めるため、活動記録についてデジタルデータ化し、蓄積・分析を行う。 ・電話やSNSなど複数の相談窓口設けるとともに、相談体制の充実を図る。 			

名称	「こころ・発達」教育相談事業		所属	教育指導課
目的	対象	児童生徒、保護者、教員（コンサルテーション）	目指す状態	児童生徒及び保護者が、臨床心理の専門家への教育相談を通して心の負担を軽減し、問題の解決を目指す。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数は、コロナ禍による相談業務停止期間が（約5週間）あったため減少傾向だが、それを除くとほぼ例年通りであった。 ・医療機関と併設している施設という利点を生かし、医療につながるまでの期間の保護者支援として保護者の不安を聴いたり、子どもとの関わりについて一緒に考えていったりすることで効果的な支援ができた。 ・遠方の地域からも定期相談を受けられる方がいて、継続的支援ができています。 ・こころの医療センターから、心理面の支援を受けるため、高校生等の紹介をされるケースもある。 ・高校生の来所相談では、単位認定等差し迫る問題があるが、進路変更も含めて自立へ向けての支援ができています。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・遊戯療法等小学生本人の受入相談機関が出雲市周辺には不足しているため、紹介先に困っている。 ・新型コロナウイルス感染症対策のため、相談室以外の若松分校内の移動が制限されており、相談者に不便な思いをさせている。 ・「こころ・発達」教育相談室の相談内容とメリット（無料、医療機関との連携がしやすいなど）家庭及び学校に十分に周知されていない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生本人の相談・相談室の移転を含めた出雲市周辺の教育支援センター等への訪問を実施、連携を深める。 ・効果があると判断されるケースについてはオンライン説明会等を活用し、県教育センター及び浜田教育センターを紹介していく。 ・待合場所がないため、現段階では、車中での待機や相談時間の厳守などによって待 			

機時間が短くなるよう工夫する。

名称	不登校対策推進事業		所属	教育指導課
目的	対象	公立小中高等学校及び 県立学校の不登校（不 登校傾向）児童生徒	目指す 状態	対人関係に安心感を持って、集団生活に慣 れ、学校復帰を含め社会的自立を目指す。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・教育支援センター運営事業連絡会を開催し、通所者に対する自立支援に向けた取組について成果をあげている事例や直面している課題について各センターで情報交換を行うことで、互いの連携や運営の改善に反映され、通所者への支援が進んだ。 ・学校に対して連絡調整員事業の周知を進めており、引きこもりが懸念される高等学校中途退学者への早期対応につながりつつある。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒数は増加傾向にある。 ・各学校や教育支援センターにおいて個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要である。 ・連絡調整員から対象者へのアプローチが困難なケースがある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・分かる授業、居場所づくり・絆づくりを意識した日々の学校生活の充実により魅力ある学校づくりを推進していく。 ・チーム学校として教育相談体制を充実させるため、引き続き教育相談コーディネーター養成研修を行う。 ・教育支援センターにおいて、通所者への支援が進むよう、好事例の紹介や助言等、運営面での支援をさらに充実させる。 ・連絡調整員が早期に対象者への支援を始められるよう、生徒に関する情報提供の時期を早めるよう学校に働きかける。 			

名称	特別支援教育就学奨励費		所属	特別支援教育課
目的	対象	特別支援学校に在籍す る幼児児童生徒の保護 者等	目指す 状態	教育の機会均等の趣旨に則り、障がいのある 幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を 軽減する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・就学奨励費の支給により特別支援学校の幼児、児童及び生徒の保護者等の経済的負担を軽減した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校において、就学奨励費の支給に係る事務処理が膨大かつ煩雑なため、職員の負担となっている。 ・支給割合の根拠となる支弁区分の決定時期がマイナンバー利用開始前（H30開始）より遅くなっており、それに伴って保護者への支給開始時期も遅くなっている（【開始前】主に7～8月頃に決定、【開始後】主に9～11月頃に決定）。 ・支給開始時期が遅くなることで、保護者の一時的な経済的負担が大きくなる。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や保護者等の手続の簡略化・効率化の観点から、定額的な支給について、他都道府県の動向を注視しながら検討していく。 			

名称	進路保障推進事業		所属	人権同和教育課
目的	対象	様々な支援を必要とする 児童生徒 学校や市町村教育委員 会	目指す 状態	様々な支援を必要とする児童生徒の実態を 把握し、児童生徒や保護者の思いや願いを もとに、教育課題に対する具体的な取組を 進め、進路保障の充実を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・福祉連携推進教員と人権・同和教育指導員は、県立学校を中心に学校訪問し、子どもの実態把握を図っている。 ・「学校・福祉連携モデル事業」により、モデルとなっている県立学校、市町村教育委員会では、教職員等の社会福祉に関する理解が進んでいる。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・福祉連携推進教員と人権・同和教育指導員の学校訪問は、県立学校に比べ市町村立学校は回数、学校数ともに少ない。 ・「学校・福祉連携モデル事業」については、モデルとなっている県立学校、市町村 			

	<p>教育委員会以外では、教職員等の社会福祉に関する理解が進んでいない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援事業（子どもの居場所創出等支援事業）は1市町村のみで実施されている状況である。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・進路保障推進協議会や市町村訪問などにより、学校と社会福祉の連携の必要性について「学校・福祉連携モデル事業」、「学習支援事業（子どもの居場所創出等支援事業）」の成果や課題を伝え、「進路保障」の理念に基づく取組の理解を深める。 ・施策説明会や研修を通じて、学校と社会福祉の連携の必要性について教職員の理解を深める。

(5) 外国人児童生徒等への支援

- 外国人児童生徒等に対する教育の充実を図るため、日本語指導員の配置や初期集中指導教室の設置等、市町村等が行う日本語指導や体制整備等を引き続き支援します。
- 小学校、中学校における日本語指導を一層充実させ、組織的・継続的な支援の実現を図るため、子どもたち個々の状況に応じた「特別の教育課程」の編成・実施を推進します。
- 市町村等と連携して、日本語指導が必要な中学生とその保護者を対象に、中学校卒業後の進路希望について実態を把握し、高等学校進学等、将来希望する進路に進むことができるよう支援に取り組みます。
- 幼児期の支援のあり方については、他の都道府県や幼児教育施設等の取組についての情報を収集し、研究を行います。

名称	帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業		所属	教育指導課
目的	対象	帰国・外国人児童生徒等（日本国籍であっても日本語指導を必要とする児童生徒を含む）	目指す状態	対象の児童生徒等が日本の社会で自立できるよう、公立学校への受入から卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制が十分に整備されている。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・県内においても帰国・外国人児童生徒等が増加中であり、特に出雲市においては増加中である。そこで、国の「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」を活用し、平成28年度から出雲市に補助をしている。出雲市においては、初期集中指導教室や拠点校を設置し、継続的に外国人児童生徒が日本の社会で自立できるよう支援をしている。 ・日本語指導が必要な児童生徒への指導技術の習得等を目的とした研修会を年2回実施した。 ・日本語指導が必要な高等学校進学希望者に対し、特別措置を拡大し、公立高等学校入学者選抜制度の見直しを行っている。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒の増加に伴い、指導者を増やすこと及び専門性を高めることが必要である。 ・日本語指導が必要な生徒を受け入れる高等学校における校内支援体制が十分ではない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な教職員研修を実施する。 ・受入れ校の宍道高等学校において、教育課程、支援に要する人的配置など体制の充実を図り、日本語指導が必要な生徒の支援のための協議会を開催する。 ・当該児童・生徒支援にあたる市町村に対し、継続的に支援できる事業を引き続き推進する。 			

(6) 学び直しや生涯学習の推進

- 高等学校の定時制・通信制課程における学び直しや生涯学習に関する一層のニーズ把握に努め、学び直しに寄与する基礎的な科目の開設や、生徒の知的好奇心を喚起するバラエティーに富む教育内容の実施、就学・就労への支援など多様な教育機会の提供を図ります。

名称	高等学校の定時制・通信課程等における学び直し		所属	教育指導課・学校企画課
目的	対象	既卒者、不登校生徒	目指す状態	学びをあきらめず、学びに向かう生徒等の受入の充実と指導・支援体制が整備された状態
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・定時制・通信制課程を設置している高等学校において学び直しを目的とした生徒を受け入れている。 ・義務教育段階の学習内容の定着や学び直し等を図るための学校設定科目（「国語入門」「漢字チャレンジ」「数学入門」「英語入門」など）や、生徒の興味や関心または必要性を踏まえた学校設定教科「総合」及びその学校設定科目（「社会生活基礎」「キャリアワーク」など）を開講している。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・入った生徒の卒業までの支援（カリキュラム編成や単位修得など）が十分にできていない。 ・入学した生徒の今後の進路保障が十分ではない。 ・総合的な探究の時間や学校設定科目等における地域との学びの連携が十分にできていない。 ・新学習指導要領に対応したカリキュラム・マネジメントが十分にできていない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学び直しに寄与する基礎的な科目の一層の充実を図る。 ・学びに向かう意欲を喚起するようなバラエティーに富んだ教育内容を実施する。 ・日々の教育相談や将来を見通した進路指導など多様な教育機会を提供する。 			

Ⅲ 地域や社会・世界に開かれた教育

(1) 地域協働体制の構築

- 小学校、中学校において、学校と地域が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者の参画により、学校運営等について協議をしたり、活動に協力したりするなど、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みづくりを推進します。
- 高等学校を核として、地域住民や市町村等、小学校、中学校、大学、社会教育機関、地元企業など、多様な主体が参画して、目標を共有して子どもを育成する体制を構築します。
- コーディネーターを安定的に養成・確保するため、その配置・育成のあり方を研究するとともに、コーディネーター間で学び合える機会を設けるなどコーディネーターの資質・能力の向上を図る取組も併せて進めます。

名称	教育魅力化人づくり推進事業		所属	教育指導課
目的	対象	県立高等学校や立地自治体等で構成する高校魅力化コンソーシアム及び高校魅力化協議会	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな学力観に基づく教育活動の実践や社会に開かれた教育課程の実現 ・ふるさとへの貢献意欲を抱き、地域課題解決型学習にも粘り強く取り組む意志ある若者の育成と人の環流
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての高等学校でグランドデザインを策定・公表し、それぞれの高等学校が生徒に身に付けさせたい資質・能力等を明確化した。 ・全ての高等学校で高校魅力化コンソーシアムが構築され、その内10コンソーシアムの運営マネージャーの配置を支援した。 ・探究学習に対する教職員の理解が少しずつ進み、学校間の取組の差が解消されてきた。 ・高大連携推進員の配置等により、県内大学と連携した取組が各校で増えつつある。 ・しまね留学については、令和4年度は184人の生徒が県外から県内の高等学校へ入学した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・グランドデザインについての共通理解が校内（教職員間）や地域との間で、まだ十分でない地域がある。 ・構築されたコンソーシアムを基盤とした実質的な取組については、地域によって進み方に差がある。 ・探究学習の理解や取組は進んできたが、それを校内全体で教科や進路につなげる動きは途上である。 ・探究学習の実施にかかる事前準備・調整や休日・時間外勤務の増など、教職員の負担となっている。 ・県内大学との連携ニーズは高いが、どんなことで連携できるのか等がわかりにくく、学校によって取組に差がある。 ・県外生徒募集の推進により、県外中学生及びその保護者からの興味・関心は高い一方で、受け入れる地域の住環境が整っていないことにより、十分な受け入れができないケースがある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域が協働で参加する研修等を実施し、双方の考え方を共通理解したり、具体的な取組を検討したりする機会を提供する。 ・他地域のコンソーシアムの取組事例を共有し、コンソーシアムがあるからこそできた具体的な価値を見える化していく。 ・主幹教諭をはじめ、教務部や進路指導部向けの研修等の場で、探究と教科・進路のつながりについての理解を図る。 ・探究学習に校内外の多様な人材が関わることのできる仕組みを検討していく。 ・高大連携推進員の活動範囲の拡大等により、大学側とのつなぎや高大連携の事例やノウハウを提供していく。 ・高等学校をはじめとする県教育委員会と市町村・地域の関係機関と課題を共有し、求める生徒の数を満たすための打ち手を検討していく。 			

(2) ふるさと教育や地域課題解決型学習の推進

- 地域の教育資源「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教育を、市町村等と連携して推進します。また、幅広い世代のふるさと教育への参画意識を高めるため、保護者世代への働きかけを行うなどふるさと教育の取組をさらに推進します。
- ふるさと教育を教科等の学びに結びつけ、子どもたちの「学びに向かう力・人間性等」や「思考力・判断力・表現力等」を養うため、学校教育と社会教育の一層の連携によりふるさと教育を推進します。
- 学校で学ぶことと地域や社会でよりよく生きることをつなげ、地域での実体験や、多様な人々との交流や対話など地域の中で学ぶ教育を推進するため、高等学校を中心に地域課題解決型学習等に取り組みます。
- 子どもと地域との協働による学びの過程や成果などの記録を計画的に蓄積し、子どもの変化を可視化・共有化することにより、子どもの成長や教育の改善につなげる仕組みを作ります。

名称	教育魅力化人づくり推進事業	所属	教育指導課
P41に記載のとおり			

名称	教育魅力化人づくり（ふるさと教育）推進事業			所属	社会教育課
目的	対象	学校、地域住民	目指す状態	学校・家庭・地域が一体となって、地域の教育資源を活用した教育活動を展開し、児童生徒の地域への愛着や貢献意欲、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ学び考える児童生徒を育成する。	
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと教育は、全公立小中学校で取り組まれているが、小中学校9年間のふるさと教育全体計画をもとに、意図的・計画的に地域人材や特産物を活用したふるさと教育に取り組む学校が見られるようになった。 ・「各教科等のねらい」や「キャリア教育」との関連性も考慮しながら、地域の特色や課題に向き合った活動も見られた。 ・各学校で行われているふるさと教育の取組や好事例について、地域住民や教職員に周知するため、リーフレットの作成やホームページのリニューアルを行った。 ・「ふるさと教育検討ワーキンググループ」を組織し、ふるさと教育のさらなる充実に向けて協議を行い、教職員研修を開催した。 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと教育に関わる地域住民の固定化・高齢化が見られる。 ・ふるさと教育に関するアンケート結果から、小中学校、市町村共に、異校種との連携・協働が十分でないことを課題に感じている。異校種で内容が重複したり、体験活動で学習が完結し、確かな学力の向上や実行力に結びついていない場合がある。 				
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校、地域で行われるふるさと教育の好事例を収集し、ホームページ、リーフレット等で広く紹介する。事業の質の向上とともに、幅広い世代のふるさと教育への参画意識を高める。 ・児童生徒の発達段階に応じたふるさと教育の取組や保幼小中高のつながりを意識した事例を研修会等で伝え、共通理解を図る。 ・教育指導課と社会教育課の協議を継続的に行うとともに、各市町村における指導主事や社会教育主事の連携についても促し、授業改善を図る取組を進める。 				

(3) 国際理解教育の推進

- 地域に住む外国人やALT、国際交流員等を活用し、子どもたちが様々な人々と交流する機会の創出を図ります。
- 小学校中学年では音声を中心に外国語に慣れ親しませ、高学年では段階的に「読むこと」「書くこと」を加えていき、中学校、高等学校では、実際に英語を使用して互いの考えや気

持ちを伝え合う対話的な活動を重視しながら、活用できるコミュニケーション能力の育成を推進します。

- 教科や総合的な学習（探究）の時間等で、児童生徒が持続可能な社会づくりにかかわる課題を見出し、その解決に向けて環境、経済、社会、文化等の各側面から学際的、総合的に取り組む活動を推進します。
- 我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深め、国際的な課題を解決しようとする意欲を育むとともに、竹島に関する学習を充実し、地域や本県の課題を国際的な視野に立って考え解決を図る力を育む教育を推進します。

名称	外国語指導助手招致事業		所属	教育指導課
目的	対象	県立学校	目指す状態	県立学校へ外国語指導助手を派遣し、国際理解教育に資するとともに、英語教育の改善・充実を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語指導助手（ALT）18名を招致し、すべての県立学校において外国人指導助手を活用した授業を行い、英語でコミュニケーションを取る機会を提供した。 ・外国語指導助手の指導力等向上研修を行い、外国語教育についての理解を一層深め、指導技術の向上につながった。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の招致人数では、島根県の地理的条件から外国語指導助手が配属校から訪問校へ移動する距離が長く、また一人が多くの学校を掛け持ちしている状況があり、外国語指導助手への負担が大きい。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・英語のコミュニケーション能力を育てるための、外国語指導助手と英語科教員が協働した効果的な指導技術を向上させる。 ・外国語指導助手の活用を一層進めることで英語教育の改善を進めるとともに、児童生徒が様々な文化を尊重しようとする態度の育成を継続する。 			

名称	英語指導力向上事業		所属	教育指導課
目的	対象	英語科教員	目指す状態	学習指導要領が目指す英語力を児童生徒に付けさせるために必要な指導力を、教員が身に付ける。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・同一地域内の小・中・高等学校で指定した研究協力校3校で公開授業及び研修会を実施した。3校種の連続性と系統性を持った学習指導のあり方について研究・検証を行い、その地域内での指導上の指針や課題を、校種を超えて共有することができ、指導力向上の一助となった。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教員が、児童生徒の発信力を強化するための授業技術を高めていくことが必要な状況である。 ・小中高の連携が見られる地域もあるが、全県的にはまだ十分ではない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領で求められる英語力を身に付けるための授業改善に努める。 ・英語教育における小・中・高等学校の連続性が高められるよう、連携を強めるための取組に力を入れる。 			

(4) 主権者教育や消費者教育の充実

- 子どもたちが主体的に持続可能な地域、国家・社会、国際社会づくりに参画できるよう、小学校、中学校段階での学習を踏まえ、高等学校段階では公民科、家庭科を中心に教育活動全体を通じて主権者教育を推進します。
- 消費者センター等と連携して、健全な金銭感覚や正しい金融知識、消費生活能力の育成など、自立した消費者の育成のために実践的な消費者教育を推進します。

名称	金銭・金融教育研究指定事業		所属	教育指導課
目的	対象	小中学校・高等学校の児童生徒	目指す状態	国家・社会の形成者として、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し公正に判断する力、現実社会の諸課題を見出し協同的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を育てる。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 公職選挙法改正による選挙権年齢の引下げ以降、主権者教育を一層推進することが求められ、模擬選挙、模擬請願、模擬議会等の実践的な活動が積極的に行われた。 児童生徒に適切な金銭感覚を育てる場として小中学校及び高等学校において保護者や島根県金融広報委員会と協力して金銭・金融教育を推進した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 民法改正による成年年齢の引下げ（令和4年4月）により、児童生徒が主体的に判断し責任を持って行動できるよう早期の段階で実践的な消費者教育を確実に行うことが必要である。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 各校における教育活動全体を通じて主権者教育・消費者教育が実施されるよう全体計画等の作成により指導の充実を目指すとともに、授業研究等の校内研修の充実を支援する。 小学校においては金銭教育研究校、中学校、高等学校においては金融教育研究校を指定し、児童生徒の発達段階に応じた金銭・金融教育の研究・実践を支援する。 			

IV 世代を超えて共に学び、育つ教育

(1) 地域を担う人づくり

- 多様性を受け入れることができる地域づくりを目指して、ネットワークの構築や学びの場の創出に取り組むことができる地域のリーダー等の人づくりを推進します。
- 「ふるさと教育」や「地域課題解決型学習」等の学校での学びの成果を生かし、子どもたちが様々な世代とつながりながら、地域住民の一人として主体的に行う地域での実践活動を推進します。
- 小学校、中学校段階においては、ICT機器を活用した学習やものづくりの楽しさを体験する中で、技術に関する理解を深め、基礎的な技術を適切に活用できる能力を育成します。高等学校段階においては、特に専門高校では、産業界と協働した教育の充実を図り、地域を担う人材育成を推進します。
- 公民館等が、学校や商工会など地域の各種団体と連携し、子どもたちや地元を離れている若者が、主体的に地域活動に参画し地域とつながり続けることができる取組を推進します。
- 地域の公民館等を拠点に、幅広い世代の住民が地域課題に対する理解を深め、実行力を養う学習活動や実践活動を通して、主体的に地域課題の解決に向かう人づくりを推進します。

名称	ふるさと人づくり推進事業		所属	社会教育課
目的	対象	地域住民、市町村	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが大学生や大人など様々な世代とつながりながら、主体的に地域活動を行う団体を増やす。 ・地域住民の主体的な地域活動に資する社会教育計画を策定し、公民館等の人づくり機能強化を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと活動について、取組が一定程度軌道に乗った4市町の団体が自走に向けて継続して取り組んでいるほか、1町が新規に取り組み、県内5市町での実施となった。(R2は4市町、R3は5市町) ・令和3年度にモデル市町村と同様の取組状況で独自に活動している団体を4団体確認した。 ・公民館を核とした人づくりについては、事業実施市町の状況を確認したり、相談を受けたりし、9市町が現在継続して取り組んでいる。(R2は6市町、R3は9市町) 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと活動に対する意識や理解、動き出しに向けた条件整備に市町村によって温度差がある。 ・社会教育に関する計画が明確でなく、社会教育・人づくりに向けた取組が十分でない市町村がある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと活動の成果の見える化を進め、価値や効果、モデルづくりで得られた工夫やノウハウを、交流会等で共有したり、未実施市町村を訪問して、情報提供したりする。 ・市町村の状況を把握するためのヒアリングを通して社会教育機能の強化を図る上での課題等を明らかにしながら、市町村に対する支援を検討していく。 			

名称	産業教育設備整備事業		所属	教育施設課
目的	対象	専門高校	目指す状態	産業に関する高度な知識・技術の習得
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・産業教育設備のうち、特別装置(CADシステムなど)については、機能要件の検証等を行いながら計画どおり更新している。 ・近代化設備(旋盤などの単体設備)については、限られた予算の中で、優先順位をつけながら整備している。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現有設備の更新や変化する社会に求められる人材を育成するための新たな設備の導入を図っているが、各学校からの要望に十分応えられていない。 			

方向性	・変化する社会に応じた設備整備や、各学校の特色を生かした設備更新が可能となるよう、関係課とも連携しながら必要な整備を行う。
-----	---

名称	普通高校等情報教育機器整備事業		所属	教育施設課
目的	対象	普通科高校、特別支援学校	目指す状態	情報化の進展に主体的に対応できる基礎的な能力の習得
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・PC教室の教育用コンピュータ機器について、学校の要望等を考慮しながら計画どおり整備している。 ・PCの仕様変更（デスクトップ型PC→タブレットPC又はノート型PC）により、PCを普通教室等に持ち出すことが可能となり、学びのスタイルに合わせた柔軟な運用が可能となった。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね5年ごとに機器の更新を行っているが、生徒1人1台端末の導入を踏まえ、更新計画等を見直す必要がある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・普通科高校においては、学年進行による生徒1人1台端末の完全導入までの間、PC教室の情報教育機器を有効的に運用しながら円滑な移行を図る。 			

名称	理科教育設備整備事業		所属	教育施設課
目的	対象	県立学校	目指す状態	観察・実験機器の整備による理科教育環境の充実
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化備品の更新等により、現有備品の一定の充実が図られた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校によって備品の充足率に差がある。 ・予算に限りがあり、各学校からの要望に十分応えられていない。 ・一方、適正な物品管理の下、耐用年数が経過した古い備品の廃棄処分等により、充足率がさらに低下する。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中など、教職員が備品の状況を把握しやすい時期に要望調査を実施する。 ・関係課と連携しながら限られた予算の中で学校の特色を考慮しつつ、必要性や優先度を踏まえた整備を行う。 			

(2) 社会教育における学びの充実

- 高等教育機関等と連携して社会教育主事や社会教育士など社会教育関係者を養成するための機会の多様化や充実を図ります。
- 社会教育研修センター等において、地域における住民の学びや実践活動を支援する指導者の育成、社会教育の振興や生涯学習の推進を図るための情報提供や相談対応等の取組を進めます。
- 様々な人権課題に関して、学校と家庭、学校と地域などの連携のもと、子どもから高齢者にいたる幅広い年代に対する学習機会の充実を図ります。

名称	社会教育総合推進事業		所属	社会教育課
目的	対象	県、市町村 県民（被表彰者）	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習社会の構築を目指し、社会教育行政及び生涯学習振興行政を推進するための体制を構築する。 ・表彰により、意欲を高めるとともに、活動の裾野を広げる。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な場で活躍されている委員の方から、社会教育に関する幅広い意見をいただき、県社会教育行政における課題の認識・方向性・具体的取組の参考としている。 ・推薦団体への働きかけに早期に着手したことで、被推薦団体数が増えた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・県社会教育委員の会での意見や協議内容を市町村社会教育担当課や市町村社会教育委員と共有できているとは言えない。 ・優良少年団体表彰の被推薦団体数が伸び悩んでいる。 			

方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・県社会教育委員の会が出た意見や協議内容を、県社会教育委員連絡協議会において情報提供するとともに、議事録等を活用し、各市町村社会教育担当課に伝わるよう努める。 ・本表彰の意義を推薦団体へ向けて改めて周知することで、被推薦団体の掘り起こしを図る。
-----	---

名称	社会教育士(主事)の確保・養成事業		所属	社会教育課
目的	対象	教員、各市町村職員、社会教育関係者	目指す状態	社会教育に関わる知見やスキルを有している社会教育士(主事)を確保・養成する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・島根大学講習において、地域づくり分野で社会教育士を目指す人の受け皿づくり(講習内容の拡充)について調整し、令和4年度講習より、一部授業内容を拡充(選択式)して実施することとなった。 ・関係各所への通知、新聞広告への掲載を行うとともに、島根大学と連携して募集期間に合わせSNS広報を展開するなど広く周知を図った。 ・市町村職員、社会教育施設職員、魅力化コーディネーター、民間など様々な分野の受講者が増え、社会教育士の養成が図られた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教員籍の社会教育主事有資格者(社会教育士)の養成が十分でない。 ・島根大学講習の成果普及に関する情報発信等が十分になされていない。 ・島根大学講習で地域づくり分野の授業を拡充して行うこととなったが、始まったばかりであり、その成果は見通せない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育主事(士)の有用性と社会教育主事講習の受講形態(対面形式とオンライン形式のバランス等)を理解してもらうため、教育施策説明会、校長会や各種研修会等の様々な機会を通じて情報提供を行うとともに、受講を促す働きかけを行う。 ・島根大学講習の成果普及に関する情報発信等を島根大学に働きかけるとともに、必要に応じて島根大学への支援を検討する。 ・地域づくり分野で社会教育士を目指す人の受け皿づくり(更なる講習内容の拡充)について、関係機関と連携し、調整する。 			

名称	社会教育研修センター事業		所属	社会教育課
目的	対象	社会教育関係者(担当者・指導者等)	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題解決や学校・家庭・地域の連携協働の推進に向けた専門的スキルを習得させる。 ・知識や技術の深化及び資質、実践力による社会教育の推進
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・東部社会教育研修センターが入居し、研修会場として使用する青少年の家は、宿泊療養施設として休所中であるものの、研修会場を外部施設へ変更したこと、主催研修事業の一部をオンライン・オンデマンドで実施したことにより、参加者数が前年比で、大幅に増加した。 ・特に中山間地域、離島地域の参加者が増加した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、東部社会教育研修センターでは、外部の代替会場を研修会場として利用しているが、利用できる会場が限定されているなど、使いづらい場合がある。 ・昨年度の参加者数は増加したが、今後の参加者数は不透明である。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・東部社会教育研修センターでは、研修会場として外部施設利用に加えて、入居する青少年の家についても、利用可能な施設・設備の活用を検討する。 ・新たな対象者に向けた研修と対象者にとって魅力ある研修の企画を検討するとともに、オンライン・オンデマンド研修の質の向上と集合研修の効果的な実施に向けた工夫を図る。 			

(3) 家庭教育支援の推進

- 学力の育成に必要な基本的生活習慣の定着や家庭学習の習慣化を図るために、保護者にわかりやすい内容や取り組み方を学校から家庭に対して積極的に情報提供し、情報の共有と理解を得ることや、保護者との共通認識づくりを図ります。
- 電子メディアに関する指導など家庭教育にかかわる関係部局・団体等と連携しながら、保護者の子育てに対する不安や悩みの解消につながる家庭教育支援の充実を図ります。
- 保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等やPTA、さらには企業等とも連携しながら、「親学プログラム」、「親学プログラム2」を子育てに関する学習機会の場としてだけでなく、つながりづくりの場として活用するなど、親の学びの場・つながりづくりの場の充実を図ります。

名称	家庭教育の支援体制整備事業		所属	社会教育課
目的	対象	県民（PTA会員等）	目指す状態	PTA連合同士の情報共有や合同研修を通して、学校・家庭・地域社会が一体となって「地域の子どもを地域で育てる」気運の一層の醸成を図り、家庭教育の支援体制を構築する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県幼こども園・小中・高・特別支援PTA連絡協議会（4つのPTA連合会の連合組織）において、各PTA連合会の活動状況や課題などについて意見交換を行ったり、参加者アンケートの意見をもとに協議を行ったりし、研修内容に反映させている。 ・各PTA連合会の年度当初の総会で、今年度研修会の日程について周知を行った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の多くが各学校単位のPTA役員であり、一般会員の参加が少ない傾向にある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者アンケートの意見や連絡協議会での振り返りをもとに、一般会員にも興味をもってもらえるようなテーマを設定する。 			

(4) 図書館サービスの充実

- 豊富な資料・情報と司書の専門性を生かし、多様化するニーズに対応した情報提供や、専門機関との連携強化を図ることで、地域や住民が抱える様々な課題を解決するための支援の充実に努めます。

名称	図書館事業		所属	社会教育課
目的	対象	県民（利用者）	目指す状態	県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、資料提供やレファレンス等の情報提供に努めながら、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことが出来る環境の整備を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・相談会、講演会など各種イベントでの呼びかけやホームページの更新などの取組の成果もあり、令和2年度に対して令和3年度はレファレンス受付件数が大幅に増加した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・レファレンスを知らない人が多い中で、もっと多くの人に利用してもらう必要がある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き各種イベントや研修会などでの呼びかけ、ホームページの更新等により、レファレンスについてPRに努める。 			

(5) 体験活動の充実

- 県立青少年の家や県立少年自然の家において、発達の段階に応じた多様な集団宿泊体験事業や、休日に実施する宍道湖での湖面活動やフィールドアスレチック、キャンプ場などを活用した自然体験活動の充実を図ります。
- 子どもが健やかに成長し、社会の中で自立していけるよう、公民館等を中心に地域で行われる幼児期からの自然体験や集団宿泊体験、多世代交流活動など多様な体験活動を推進します。

名称	青少年の家事業		所属	社会教育課
目的	対象	県民（施設利用者）	目指す 状態	青少年の心身の健全な育成と県民の教養と文化の向上を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、協力者で連携の上、現地集合解散による「半日代替プログラム」（湖面活動及び登山活動）を開発し、休所に伴うキャンセルをお願いした学校等に体験活動を通じた学びの機会を提供することができた。 ・地元コミュニティセンターと連携し、代替会場として活用させてもらうことができたため、感染状況が収まっている時期には主催事業を実施することができた。またこのことを通して、地元コミュニティセンターとの繋がりが深まった。 ・公民館等が行う体験活動の充実のための「地域の体験活動支援事業」の活用が年々増加しており、令和3年度は8ヶ所対応した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により宿泊療養施設となり、休所が続いたため、開所日が減少している。 ・県内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、参加者に集まってもらえない、または普段学校生活を共にしない複数の学校等から参加者を集め交流することができない状況にある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・本館を使わなくても提供できる研修支援プログラムの更なる開発や周辺屋外施設の活用を図る。 ・休所となった場合でも体験活動を通じた学びの機会を提供できるよう、近隣施設等と連携し主催事業の代替会場を確保する。 ・出張型の「地域の体験活動支援事業」により、公民館等が実施する体験活動をより効果的に行えるよう指導・助言の機会を増やす。 			

名称	少年自然の家事業		所属	社会教育課
目的	対象	県民（施設利用者）	目指す 状態	青少年の心身の健全な育成と県民の教養と文化の向上を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・休所に伴う利用団体への入所変更希望をとる際に、日程の再調整や研修内容の変更について丁寧に対応するなど、研修者確保に向けて最大限の配慮を行った。 ・子どもたちが、あるいは親子や家族で体験活動ができる機会を提供するため、自然体験活動（キャンプ・バーベキュー等）に必要な物品等の整備を行った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・休所期間中に冒険の森ゾーンやケビン棟エリアを活用した研修は再開したものの、宿泊棟や研修棟などを活用した研修ができない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症への感染対策を徹底する。 ・閉所中でも施設を利用せずに行える、代替プログラムや主催事業、出前事業を検討し、実施する。 ・冒険の森ゾーンやケビン棟エリアを更に活用していく。 			

名称	青少年文化活動推進事業		所属	社会教育課
目的	対象	児童生徒	目指す 状態	「豊かな心」を育むとともに、次代の文化活動の担い手を育成する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化表彰及び児童生徒学芸顕彰の推薦件数は、前年度よりも18件増加した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰及び顕彰制度への推薦件数が少ない。 			

方向性	・より多くの児童・生徒を表彰・顕彰するため、全国大会に関する調査を行い、推薦に該当する大会や成績・賞位の見直しを行う。
-----	---

V 基盤となる教育環境の整備・充実

(1) 教職員の人材育成、学校マネジメントの強化

- 教職員に対し、「教職員の人材育成基本方針（平成 30 年 2 月改訂）」の周知を図るとともに、キャリアステージごとに育成すべき姿を示した育成指標をもとに、採用段階から系統のかつ一貫性のある人材育成を進めます。
- 本県の教職員として求められる基本的な資質・能力を高めるため、今日的な課題や社会のニーズを踏まえながら、研修内容や方法の工夫・改善を行います。
- 「学校管理職等育成プログラム（平成 31 年 3 月改訂）」に沿って、学校マネジメントを中心とした研修を実施し、学校マネジメント力を身に付けた管理職の育成を図ります。
- 採用時からミドルリーダー、主幹教諭、副校長・教頭、校長まで、教職員に段階的に実施する学校マネジメント研修の一層の充実を図ります。
- 本県の教職員として求められる基本的な資質・能力を備え、学び続けようとする人材の確保を図ります。

名称	専門的知識習得事業		所属	学校企画課
目的	対象	教育職員	目指す状態	より高い専門的な知識を身につけることにより、資質及び指導力の向上を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院派遣については、オリエンテーションの実施による本事業の目的の周知や、大学との連携や情報交換、派遣による成果等の共有が現状につながった。 ・島根大学教育学部現職教員研修については、集合型研修とオンライン型研修を取り入れ、参加者の負担を軽減した。 ・認定講習については、定員数の見直しを行うことなどにより、令和元年度までは受講者割合は上昇傾向にあった。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院派遣については、校種によっては研修希望が出にくい傾向がある。 ・認定講習については、開催日ごとの受講割合に開きも見られ、新型コロナウイルス感染症の前までは全体としては上昇傾向ではあったものの伸び悩んでもいた。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・大学と連携を取りながら、研究主題の明確化やプログラム等の充実、研修の周知の仕方などを検討していく。 ・認定講習については、島根大学及び特別支援教育課とともに、受講割合を引き上げられるような開設科目や定員数、開催日程の検討及び調整を進めていく。 			

名称	教職員研修事業		所属	教育指導課
目的	対象	公立小中義務教育学校及び県立学校の教職員	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が主体的に研修を受講する意欲を持つとともに、教職員としての資質能力が向上する。 ・校内研修やOJTが活性化する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座申込件数は143件で、実施件数は123件であった。 ・今日的課題である出前講座「GIGAスクール時代のICT活用講座」20件、「合理的配慮の提供～個への対応～」8件、「通常の学級における気になる子どもの見方について考える～子どもの見方とらえ方～」10件という状況である ・中堅教諭等資質向上研修での自己評価「学習指導、生徒指導等において、他の職員の相談にのり適切な助言をするなど、後進の育成に努めている。」について、研修前2.5（4件法）から研修後3.1の状況であり、後進を育成する意識が高まっている。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が自発的に参加し、自らの資質能力の向上を図る「能力開発研修」を見ると、生徒指導・教育相談・特別支援教育に関する研修講座や、教育の情報化に関する研修講座は受講希望が多く、受け入れを断らざるを得ないものがある一方で、定員に対する申込が50%に満たない研修講座もある。 ・出前講座は、学校が希望する期日がある一定の時期に集中しがちであることから、全ての要望に応じることができないでいる。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある研修とするために、学校・教職員の課題意識やニーズを的確に把握する。 また、研修のPDCAサイクルを機能させ、アンケートから何をどう読み取り、次 			

	<p>の研修にどう生かすか、指導主事自身が協働的に研究する機会を創出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミドルリーダーとして、校内研修やOJTのイニシアティブを取ることを期して設定した中堅教諭等資質向上研修の必修項目「校内研修の企画運営」が真に機能するよう、同研修の受講者に対する担当指導主事の伴走を充実させる。 ・出前講座のオンデマンド化により、校内研修の充実化を図る。
--	--

名称	教育センター調査研究事業		所属	教育指導課
目的	対象	公立小中学校及び義務教育学校、県立学校の教職員	目指す状態	本県教育の課題や実態に即応する開発的かつ実証的・実践的な調査・研究を行うことにより、その成果が学校教育の場で生かされるようにするとともに、指導主事等の力量形成を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年5月は県教育センター、浜田教育センターそれぞれに教育研究発表会をライブ配信で実施した。 ・「指導主事共同研究」では、学校のための効果的なICT利活用についてや個別最適な学びと協働的な学びの一体化についてなどの最新情報を提供するよい機会となった。 ・研究で作成したリーフレットなどの成果物を、年間を通して各種の研修講座や出前講座、要請訪問等で活用することで、研究内容の普及に努めることができた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍において、集合型での研究発表会を行うことが困難である。令和3年度からオンラインでの研究発表会を実施しているが、その形態や内容等について検討が必要である。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・集合型とオンライン型それぞれの利点を生かした発表会の形態の工夫について検討を続ける。「研究・研修成果発表」については、研究紀要と研修報告をホームページに掲載するとともに、広く配付する。コロナ禍における調査・研究の成果の普及方法について、その在り方を模索する。 ・令和4年度は県教育センター、浜田教育センターでの共同開催として教育研究発表会をオンデマンド配信とライブ配信を併用して行う。学校現場での課題に即応した内容を検討する。 			

(2) 学びを支える指導体制の充実

- 教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、子どもたちに必要な総合的な指導を持続的に行うことができる状況を作り出すために、平成31年3月に策定した「教職員の働き方改革プラン」に沿って、教育に係る業務全体の見直しや教職員の心身健康保持、仕事と生活の充実に向けた取組を教育委員会、保護者及び地域が一体となって進めていきます。
- 部活動において、専門的な指導ができる地域の人材を積極的に活用することにより、教員の負担を軽減し、生徒一人一人と向き合える時間を確保していくとともに、部活動の活性化を図ります。

名称	「しまね教育の日」推進事務		所属	教育庁総務課
目的	対象	県民	目指す状態	本県教育の諸課題解決に向け、県民一体で取り組む機運醸成が図られた状態
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、「教育の日フォーラム」の開催に代え、「島根で取組ICT活用教育」と題して動画を作成し、県立学校全47校、市町村教育委員会へ配布を行い、本県教育の機運醸成を図った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一般県民の参加を促す取組が行いにくい状況にある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の状況を考慮したイベントの開催や、「教育の日フォーラム」を開催しない場合の代替行事等の実施により、一般県民の参加につながる取組を行う。 			

名称	中学校クラスサポート事業		所属	学校企画課
目的	対象	大規模中学校1年生	目指す状態	環境が大きく変化する中学校第1学年での生活・学習面をきめ細かく支援し、中学校1年生が充実した学校生活を送れるようにする。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスサポートティーチャー（以下「CST」という。）が学習の遅れがちな生徒へ個別の支援、指導を行うことができ、生徒の学習意欲が高まることで基礎・基本の定着につながった。 ・CSTと学級担任との情報交換を通じて、いじめや問題行動、学校への不適応を未然に防ぐことができた。 ・生徒間の問題を早期に発見し、素早い支援に結び付けることができた。 ・支援方法や内容、教科等について学年部等と事前に打ち合わせを行い、余裕をもって支援にあたることのできる体制ができた。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・CSTの見立てや支援の状況について学年部等で共通理解を図ろうと努めているが、じっくり話す時間や相談する時間を十分に確保できていない状況がある。 ・時間割の都合上、支援が必要な学級が重なることがあり、継続した学習支援を行うことが難しい場面があった。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校が増加傾向にあり、第1学年の学級数が3学級以上かつ1学級の生徒数が31人以上という配置条件を、事業を進める上で検討する必要がある。 ・CSTの勤務時間が限られているため、学年部等と対話をしながら支援の方向性を考えていく時間が十分に確保できていない学校もある。CSTの効果的な活用のためにはCSTと学年部等との情報共有や、指導の方向性の共通理解の時間を確保することが重要である。また、各学校でCSTを学校組織の中に位置付けられ組織的な支援体制が構築されているかを、学校訪問等を通して引き続き確認、指導を行うことも重要である。 			

名称	進路希望実現のための講師配置事業		所属	学校企画課
目的	対象	専門高校及び就職者の多い普通科高校22校 進学者の多い普通科高校13校	目指す状態	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導担当者の授業時間数を軽減し、進路指導、特に就職指導の充実・強化を図る。 ・生徒へのきめ細かい指導、教員の授業力の向上を図り、生徒の進路希望実現に向けた支援の強化を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・進路指導主事等の授業時数が軽減されたことにより、進路指導の特に就職希望者への指導の充実・強化が図られた。 ・事業所との面談時間を確保することにより、就職希望生徒と企業のミスマッチの予防が図られた。 ・きめ細かい指導の充実・教員の授業力向上が図られ、そのことが、生徒の進路希望実現に向けた支援の強化につながった。その結果、高い就職内定率につながったと考えられる。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かい進路指導を行うために必要となる事業所等の情報や、生徒一人一人に対応する時間が未だに十分ではない。 ・学校の所在する地域により、県内就職率に差があるように見受けられる。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な時間分の非常勤講師を人員や時数など柔軟に対応して配置する。 ・県西部の学校に適切な非常勤講師の配置を行う。 			

名称	地域人材を活用した指導力等向上事業（スクール・サポート・スタッフ配置事業）		所属	学校企画課
目的	対象	大規模校を中心に特に非常勤職員を配置して対応する必要がある小学校、中学校及び義務教育学校	目指す状態	教員の事務的業務を支援することによって、教員が一層児童生徒への指導や教材研究等に注力できるようにする
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上等の取組を推進するためにスクール・サポート・スタッフの効果は大きく、勤務時間内の教材研究、生徒に関する情報交換の場面やケース会議の実施等、配置以前よりも増加している。 ・理科準備室や音楽準備室等の整理整頓の用務支援等により、多くの教員の負担軽減となっている。 ・学校事務が集中する時間帯の作業分担が軽減されることで、教員が余裕をもって児童生徒に対応できるようになった。 ・調査物の回収や集計、宿題の丸つけ、課題チェックなどの業務が任せられて、負担軽減につながっている。 ・印刷等の業務が減り、部活動終了後の時間外勤務の減少につながっている。 			
課題	・教員に求められる業務内容が多様化し、業務量も増加する傾向にある。			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・スクール・サポート・スタッフ配置校数の拡大を検討する。 ・スクール・サポート・スタッフの担当業務の精選と校内体制の確立に取り組む。 			

名称	地域人材を活用した指導力等向上事業（県立高校業務アシスタント配置事業）		所属	学校企画課
目的	対象	県立高等学校の教員	目指す状態	教員が担う業務のうち、教員でなくとも実施可能な業務・作業を実施する会計年度任用職員を配置することで、教員が本来の業務に専念できる環境を整える。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・業務アシスタントに業務を依頼した教員の割合が令和3年度は75%であり、令和2年度よりも11ポイント増加した。 ・教員1人について、月あたり199分の事務作業等にかかる時間が削減されており、学校単位で見れば業務アシスタント1人を配置したことにより、月あたり166時間分の事務作業等にかかる時間が削減されたことになる（配置校における在籍教員数平均50人として試算）。 ・教員の満足度は令和3年度は92%であり、令和元年度よりも8ポイント増加した。 ・効果検証のために令和2年度に新たに配置した学校では、多忙感解消、本来業務時間確保ともに高い満足度の数値が示されており、業務アシスタント配置による業務改善への期待度が高いことが分かる。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・本来業務に専念できる時間の確保について、依然として「ほとんど変わらない」と感じている教員が見られる。 ・業務アシスタントへの事務作業等依頼状況については、各校で大きな差が見られる。 			
方向性	<p>業務アシスタント配置の効果をさらに高めるため、次の運用策を全配置校に徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務アシスタントの業務明確化・・・職員の話し合いやアンケートの実施、教員が行うべき業務とのすみ分け、業務アシスタントのスキル向上など ・校内運用システムの構築・・・依頼ボックスの設置、依頼書様式の作成、業務アシスタントのスケジュールの見える化（校内LANの活用等）など ・業務アシスタントと教育職員の連携・・・校内会議への参加、情報の共有化など ・学校内の事務業務全体の整理・・・定型業務のマニュアル化、業務分担の整理など 			

名称	地域人材を活用した指導力等向上事業（部活動地域指導者活用支援事業）		所属	学校企画課
目的	対象	市町村立中学校、県立学校の生徒	目指す状態	教員の業務負担軽減を図り教育の質の向上を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「部活動の在り方方針」（平成31年2月策定）について、県立学校や市町村教育委員会に様々な会議等の機会を活用して説明することで、方針の周知を図っている。 ・適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている市町村を対象に、部活動指導員や地域指導者の配置に係る経費の一部を補助している。また、県立学校においても、指導経験がない教員の負担を軽減するため、指導員の配置を行い教員の負担軽減を図っている。 ・令和3年度は達成率が前年より後退しているため、部活動指導員や地域指導者の育成・確保とこれによる顧問教員の部活動関与時間の削減に向けた取組をさらに進める必要がある。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校現場では、部活動指導員等の更なる配置を希望しているが、部活動の指導が可能な人材が不足している。 ・学校現場において、制度を活用することによる顧問教員の部活動関与時間の削減のための取組が十分ではない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校現場において、制度を効果的に活用することができるよう、改めて制度の趣旨を浸透させる方法について工夫していく。 ・学校から保護者会等を通じて制度の周知を図り、地域での浸透を図る。 ・現在、部活動指導を行う教員の技術的な負担を軽減するため配置している地域指導者を将来的な部活動指導員への育成を図る。 			

(3) 地域全体で子どもを育む取組の推進

- 幅広い地域住民や各種団体等の参画によって子どもの教育にかかわる魅力ある環境づくりをさらに進め、多くの子どもたちが放課後や土日、長期休業中に学習活動や交流活動等に参加できるように、魅力あるプログラムの提供と広報活動を実施し、地域総掛かりで子どもの成長を支える活動を支援します。
- コーディネートを担う新たな人材の発掘・養成や、コーディネート機能の充実を図るため研修などを市町村等と連携しながら継続的に実施します。

名称	結集！しまねの子育て協働プロジェクト事業		所属	社会教育課
目的	対象	学校、地域住民	目指す状態	学校・家庭・地域の連携・協力を推進する各事業が有機的に連携する仕組みを作ることにより、地域全体で子どもを育む気運のより一層の醸成を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援を中心に、地域と学校が連携・協働して子どもたちの成長を支える「地域学校協働活動」の取組が定着してきている。 ・コーディネーター研修、実践発表交流会を計画・実施し、参加者が地域学校協働活動の意義や推進のポイント、コーディネートを進める上で留意する事柄やコーディネートのスキル、先進的な実践事例などを学ぶ機会を設け、実践への意欲を高めている。 ・市町村担当者への働きかけを実施し、本事業全体を通じた意義や推進体制の整備・充実の必要性について理解を得られるよう努めている。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と学校が連携・協働する仕組みづくりや事業間の総合化・ネットワーク化、コーディネーターやボランティアの発掘・養成・育成に資する仕組みづくりが十分でない地域がある。 ・地域住民への広報や情報発信が十分でなく、取組の価値が共有されていなかった 			

	り、活動の広がりが弱かったりする地域がある。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村へのヒアリングや実態調査等を元にし、市町村における持続可能な推進体制づくりの支援に資する研修や、市町村への伴走支援を実施する。 ・地域住民への広報や情報発信、価値共有の事例収集を行うとともに、他の市町村へ情報提供を行い、県民全体へも広報を行う。

(4) 学校危機管理対策の充実

- 様々な危機管理事案が発生することを想定し、「学校危機管理の手引」の点検や見直しを行い、学校へも「危機管理マニュアル」の点検、見直しを促すとともに、警察などの関係機関と連携した危機管理体制を充実し、事案発生時の実動力を確保します。
- 通学路等については、学校、道路管理者、警察、地域等との連携による危険箇所の把握や交通安全の取組を進めます。
- 子どもたちが、安全点検に参加することなどにより、身近な生活における安全行動の能力を向上させる取組を推進します。
- 教職員への安全研修（生活安全・交通安全・災害安全の3領域）を充実させます。

名称	学校危機管理対策		所属	教育庁総務課
目的	対象	学校、教育機関等	目指す状態	事案発生時の実動力を確保する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・島根原発30km圏内の全ての学校が作成した原子力災害発生時の対応を定めたマニュアル（以下「原子力災害対応マニュアル」という。）の実効性を高めるため、島根県原子力防災訓練に合わせて、各県立学校及び関係4市教育委員会と情報伝達訓練を行った。 ・新型コロナウイルス感染症対策については、教育庁内の対策会議を開催し、学校の臨時休業や学習支援、部活動の対応、生徒の心のケアなどの対応方針について決定し、県立学校への通知や、市町村教育委員会への情報提供を行った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症については、国の動向や県内外の感染症例の判明状況を踏まえ、より迅速かつ的確に対応していく必要がある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も原子力災害対応マニュアルの実効性を担保するため同様の訓練を実施するとともに、地域防災計画の変更等がある場合には原子力災害対応マニュアルの改訂作業の支援を行う。 ・新型コロナウイルス感染症については、国の動向や県内外の感染症例の判明状況などを的確に把握し、最善の対応をとる。 			

名称	学校安全確保推進事業		所属	教育指導課
目的	対象	県内公立学校児童生徒	目指す状態	学校（登・下校を含む）での安全を確保する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年開催する災害安全研修について、アンケート評価の結果から学校安全についての理解は進みつつあり、また、研修による学校安全に対する理解の深まりは目標達成の水準にあると考えられる。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・登校時の交通事故や、学校生活で救急搬送を伴う事故等も発生している。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全担当者への研修について、児童生徒自身の安全に対する意識の向上に向けた指導方法など、研修内容を充実させる。 ・学校へ児童生徒の安全確保について、通知等により注意喚起を行う。 			

(5) 学校施設の安全確保の推進

- 子どもたちに安全・安心で豊かな教育環境を提供していくために、耐震対策などの防災対策や老朽化した施設の改修に加え、トイレの洋式化など時代に即した環境改善を推進してい

きます。

名称	高等学校校舎等整備事業		所属	教育施設課
目的	対象	県立学校	目指す状態	安全・安心な教育環境の確保
成果	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から地震発生時に重大な人的被害を与える恐れのある屋内運動場等の主な非構造部材（吊り天井・バスケットゴール・照明器具）の落下防止対策を実施してきたが、令和2年度までに全ての要対策箇所の整備を完了した。 <参考> <ul style="list-style-type: none"> 一定規模の吊り天井への対策（9箇所、H27で完了） バスケットゴールへの対策（35箇所、H29で完了） 照明器具等への対策（74箇所、R2で完了） リース校舎、寄宿舍については、良好な環境を維持できている。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン（文部科学省）が平成27年3月に改訂されたが、新たに定められた点検項目（折れ天井、横連窓、ガラスブロック等）に係る耐震性の把握等が不十分である。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 他県の対応状況等を情報収集しながら、追加項目に係る調査・点検、対応方法について検討する。 			

名称	教育財産維持管理費		所属	教育施設課
目的	対象	県立学校	目指す状態	児童生徒等の生活環境の変化等に応じた教育環境の確保
成果	<ul style="list-style-type: none"> 屋内運動場におけるトイレ洋式化は目標とする6割をほぼ達成済である。 普通教室のエアコンは令和元年度に100%設置済となっている。 現在は「県立学校のエアコン設置方針」の「公費で原則設置する室」に基づき整備を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> トイレ洋式化、エアコン設置とも新型コロナウイルス感染症対策の観点から国の補助金を活用して前倒し整備を行った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 校舎において和式トイレが多く残っている学校がある。 特別教室や管理諸室等のうち、エアコン設置の必要性が高い室において未設置の室がある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> トイレ洋式化、エアコン設置とも、それぞれの整備計画に基づき整備する。 トイレ洋式化（R3～R4）計210基程度 エアコン設置（R2～R6）計180室程度			

(6) 文化財の保存・継承と活用

- 新たな文化財の指定や選定等を行うとともに、保存、修理や伝統文化の継承活動などの支援を推進することにより、世界遺産や国宝・重要文化財などの貴重な歴史文化遺産を次世代に継承していきます。
- 島根の歴史・文化について体系的な調査研究を進め、その成果を展覧会や、シンポジウム、講演会などを通して周知することにより、学びの機会を広く提供します。
- 歴史的建造物の復元や先端映像技術を用いた文化財の「見える化」などを進め、文化財の価値を分かりやすく伝えることにより、島根の歴史・文化への学習意欲の向上を目指します。

名称	指定文化財等保護事務		所属	文化財課
目的	対象	県民、文化財所有者・保持団体	目指す状態	県民が郷土への愛着や誇りを持ち、文化財を将来にわたって確実に継承し、活用できるように地域総がかりで取り組む環境を整

		備する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県文化財保護審議会委員や各分野の専門家と連携し、文化財の調査研究を進め、文化財指定等が着実に進んだ。 ・無形民俗文化財の財政支援制度を周知し、令和3年度は神楽社中など36団体が助成制度を活用して衣装・用具の修理を行った。 ・文化財所有者に保存環境の整った博物館・美術館への寄託を呼びかけ、文化財1件が博物館に寄託される予定である。 ・令和3年3月に策定した島根県文化財保存活用大綱を踏まえ令和3年度に3市町が文化財保存活用地域計画を策定した（計4市町策定済）。 ・島根県文化財防災ネットワークを設立するとともに文化財所有者向けマニュアルを作成し、防災面からも文化財保護に取り組んだ。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・神楽等の無形民俗文化財の保持団体等は、練習や発表の機会が減っており、その継承が困難な状況にある。 ・市町村によっては、文化財の調査研究、保存・継承、活用が難しい状況にある。 ・島根県文化財防災ネットワークによる地域防災体制の強化及び連携の促進を図る必要がある。 	
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や無形民俗文化財の保持団体等に対し、文化庁が新たに開設した、伝統行事等の公開支援（映像制作・オンラインによる情報発信など）の相談窓口について周知し、公開事業の促進へつなげる。 ・文化財所有者や市町村だけでなく、地域総がかりで文化財の保存・活用を図るための文化財保存活用地域計画が未策定の市町村に対し、策定のメリット（文化財修理等の国庫補助率が上乘せされる等）を周知するとともに、県も計画段階から参画し、島根県文化財保存活用大綱の方向性に照らしたものとなるよう助言、支援する。 ・島根県文化財防災ネットワーク関係者を対象とした研修を開催し、文化財防災に関する知識・技術の習得を支援する。 	

名称	歴史遺産保存整備事業	所属	文化財課
目的	対象 県民、文化財所有者・保持団体	目指す状態	文化財の損壊や滅失を防ぎ、将来へ確実に継承していく。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財の保存修理について、計画的に整備を進めている状況。 ・保存修理したことにより、一般向けに公開するなど、地域資源として活用され、未来への継承が可能となった。 <p>(令和3年度に実施した事業) 史跡 小泉八雲旧居整備 重要無形民俗文化財 佐陀神能舞殿修理 県指定無形文化財 広瀬絃映像作成 など</p>		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財の個人所有者が保存修理や維持管理等を行う場合、多額の自己負担が生じる。 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により防災施設整備事業が集中している。 ・令和3年度に発生した災害により文化財の災害復旧事業が集中している。 ・近年中に保存修理を要する文化財（建造物）が多数ある。 		
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の傷みが進行すると保存修理費用が増大することを鑑み、市町村の協力のもと、随時所有者と関係機関で保存状態を情報共有し、適時に文化庁の専門職員の調査派遣を要請するなど、計画的に修理が行われるよう支援する。 ・災害復旧事業を着実に実施し、文化財の適切な復旧及び防災対策の強化を進める。 ・実施事業の進捗管理を市町村とともに行い、事業内容や事業費について適切な計画変更が行われるよう支援する。 ・事業計画について、市町村及び所有者と綿密な協議を行い、概ね5年後までの中長期的な事業計画を把握した上で、適切な事業実施ができるよう支援する。 		

名称	八雲立つ風土記の丘事業		所属	文化財課
目的	対象	県民及び県外からの利用者	目指す状態	風土記の丘地内の史跡や文化財を通して県内の文化財への興味・関心を高め、文化財を身近なものと感じてもらおう。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響はあったが、感染症対策を徹底した上で、イベントの規模の縮小、日程の調整により、可能な限り実施に努め、令和3年度の入館者数は前年度より1割増加した。 ・風土記の丘地内の史跡（出雲国分寺跡等）と一緒に撮った写真を提示すると「遺跡カード」がもらえる、史跡周遊イベントを新たに実施したところ、親子連れを中心に182名の参加があった。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度と比較して、県外からの入館者数の減少が著しい。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の動画配信や、SNSでの各種イベント等の情報発信を引き続き行い、風土記の丘の史跡や文化財への関心を高め、新型コロナウイルス感染症収束後の県内外からの来館につなぐ。 ・幅広い世代に古代や風土記の丘に親しんでもらうことを目的に開催する「こどもまつり」の内容を工夫し、より多くの子どもたちや保護者の参加を促すとともに、風土記の丘の周知を図る。 ・開所50周年記念の関連事業として、特別展を開催し入館者の増加を図るとともに、松江市の博物館と連携事業を実施し相乗効果を図る。 			

名称	古墳の丘古曾志公園事業		所属	文化財課
目的	対象	県民及び県外からの利用者	目指す状態	古代の文化遺産の保存と活用を図り、県民の古代文化についての理解と認識を深める。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・野外ステージのベンチ木部再塗装・床タイル補修を実施し、良好な利用環境の確保に努めた。 ・大雨による法面の亀裂発生箇所及び崩落箇所の原状復旧工事に着手した。 ・埋蔵文化財調査センターと連携して「古曾志公園の紹介しまね遺跡ガイド」を実施した。また、周辺自治会、小中学校への広報活動により、利用促進を図った。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物や構造物の発錆劣化や機器の故障等、全般的に老朽化が進行している。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な園内の見回りや施設の保守点検により、利用者の安全確保を図る。 ・老朽化した個別施設、機器ごとに、安全性や費用対効果をふまえ今後の対応を検討する。 			

名称	古代出雲歴史博物館管理運営事業		所属	文化財課
目的	対象	古代出雲歴史博物館の利用者及び県内外の人々	目指す状態	島根の歴史文化に関する研究成果の発信、学習・交流機会の提供により、県内外の方々に島根の歴史文化の魅力を発信し、理解してもらおう。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・Instagramの運用を開始し、フェイスブックと合わせSNSでの広報・宣伝活動を充実させた。（計約5,500名の方が評価） ・修学旅行・遠足の増加が見込まれるため、引き続き校長会等へのPRや、中・四国地方の主要な旅行会社にポスター・チラシ・優待券を配布する等、情報発信を強化した。令和3年度は、令和2年度（177校、9,890名）の約1.5倍（266校、14,896名）の学校利用があった。 ・展覧会ごとに開催する講演会のLive中継配信を開始し4回実施した。 ・ホテルなど宿泊施設や道の駅などに優待割引券等を配布し、誘客促進を図った。 ・出雲市観光協会と連携しアニメツーリズム企画に参加した。デジタルスタンプラリー等の取組で新たな客層の獲得に努めた（アプリインストール数681件）。 ・観光庁の多言語解説整備支援事業により博物館の概要看板（英語翻訳）の作成やホームページの主要展示の解説（英語翻訳）を行った。 			

課題	<ul style="list-style-type: none"> 来館者数が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の平成30年度と比べると約4割に大幅減少した。特に県外からの個人旅行客や募集型団体旅行客の減少が大きい。 個人 平成30年度 約22万人→令和3年度 約9万人 (60%減) 団体旅行(学校除く) 平成30年度 約2万人→令和3年度 約2千人 (89%減) また、新型コロナウイルス感染症による渡航制限により外国人観光客も減少した。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 今後、観光旅行は個人旅行やマイカー移動へのシフトが予想されるため、インスタグラムやフェイスブックなどSNSを使い出雲大社を訪れる個人やグループなどに対し、引き続き情報発信を行う。また、マイカー客を想定し引き続き、道の駅等交通拠点にポスター・チラシ・優待券の配布を働きかけるとともに、新たに山陽自動車道・中国自動車道の主要なSA・PAへもPRの強化を図る。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一時的に県外からの修学旅行が増加している状況を踏まえ、収束後の定着が図られるよう県外の学校や旅行会社等への情報発信を強化する。 引き続き近郊の宿泊施設や観光施設へのチラシ・優待券の配布などのPRにより観光客の立ち寄り率向上を図る。 新型コロナウイルス感染症収束後の外国人観光客の増加を見据え、多言語化の拡充や英会話研修など受入体制の充実を図る。

名称	埋蔵文化財保護事務		所属	文化財課
目的	対象	県民及び開発事業者	目指す状態	開発に際し貴重な文化財が破壊あるいは消失しないよう、計画段階で必要な協議を行い、適切な調整が図られるようにする。
成果	<ul style="list-style-type: none"> これまでに把握された遺跡の名称及び数を記載した一覧表を、遺跡台帳に基づいて最新の情報に更新した。 事前協議が確実に進むよう「埋蔵文化財の保護に関する手続きの流れ」を一部修正した。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> G I Sに記録されている遺跡情報の更新がされていない場所がある。 遺跡台帳上で、過去に把握された遺跡情報とその後の遺跡情報が整理・更新されていないものがあるため、開発区域内の遺跡の保護等に関する取扱協議に支障をきたす恐れがある。 事業者が必要な手続について理解していない場合がある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と県で情報共有・最新情報への修正を行い、できる限り早くG I Sに反映させることで、遺跡の取扱に関する協議が適切かつ速やかに行える環境を整える。 引き続き、市町村と連携し、開発事業者に対して埋蔵文化財に関する手続の周知徹底を図り、無届け工事発生防止に努める。 			

名称	文化財活用事業		所属	文化財課
目的	対象	県民	目指す状態	子供から高齢者まで幅広い世代に島根の歴史文化を学習する機会を積極的に提供し、ふるさとを誇りに思う心を醸成することで、県民の心の豊かさの向上に寄与する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い世代に、文化財に触れてもらうよう、講演会や講座のみでなく、まち歩きイベントやガイドブック、パンフレット、レンタサイクル等、多様な事業展開を行っている。 ガイドブックやパンフレットについては、文化財への関心を高めるため、最新の調査成果を踏まえた作成や更新を行った。 イベント実施については、投げ込み等での周知を行うほか、新聞で関連記事の掲載を行う等、積極的な周知を行った。 いにしえ倶楽部などの講座については、YouTube等のコンテンツを利用し、積極的な情報発信を行った。 			

課題	<ul style="list-style-type: none"> 一般対象の座学講座については、参加者が固定しつつある状況であり、若者や子育て世代の参加の増加が伸びていない。 新型コロナウイルス感染症の影響によりまち歩きイベントなどが中止となり、文化財と関わりを持つ機会が減少している。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ガイドブックやパンフレットのデジタル化（QR化等）を行い、情報発信を強化する。 子育て世代向けのイベント（夏開催のいにしえ倶楽部等）の企画を充実させ、参加者の増加につなげる。 まち歩きイベントなどの開催方法の検討を行い、開催可能な内容について精査する。

名称	埋蔵文化財調査センター事業		所属	文化財課
目的	対象	県民、公共事業者	目指す状態	開発事業地内の埋蔵文化財調査を行いその価値を明らかにし、調査で得た情報を県民に還元すると同時に、開発事業と文化財保護との調整を円滑に行い、適正な公共事業の促進を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 先行して実施する分布調査や試掘確認調査の実施により、見込まれる調査量を事前に把握し、円滑な調査が行われている。 発掘調査の成果については、現地公開やパンフレットの作成・配布を行い、広く発信に努めている。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業の増加や突発的に発生する発掘調査に、迅速に対応することが困難となる可能性が生じている。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省や島根県土木部などの関係機関との連絡調整を引き続き行い、発掘調査の円滑な実施が可能となるよう努める。 			

名称	古代文化の郷「出雲」整備事業		所属	文化財課
目的	対象	県内外の人々	目指す状態	八雲立つ風土記の丘地内の史跡等の魅力向上を図るとともに、出雲部に存在する多様な文化遺産をネットワーク化し、歴史探訪ルートを設定して、野外博物館として活用してもらう。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 出雲部の各市町において、調査による価値の顕在化や史跡整備が進められ、野外博物館として活用してもらう上での基盤が整えられつつある。 県や松江市等の関係機関で、文化遺産のネットワーク・ルート設定の検討が進められつつある。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> 整備が進んでいない史跡等が存在する。 県内外からの来訪者に風土記の丘地内及び周辺の遺跡を周遊してもらうための環境整備が十分ではない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> 史跡等の整備を計画的に行っていく。 県内外からの来訪者に風土記の丘地内及び周辺の遺跡を周遊してもらうための環境整備を加速するため、県と松江市や出雲市などとの検討を進める。 アンケート調査の分析を基にした周遊マップを作成し、音声ガイドや電動アシスト自転車を利用する来訪者の増加を図る。 			

名称	未来に引き継ぐ石見銀山保全事業		所属	文化財課
目的	対象	県内外の人々	目指す状態	世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」の価値を高め、適切に保存整備し未来に継承しつつ、その価値や魅力について情報を発信し認知度の向上を図る。
成果	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産センターでの企画展の観覧者のうち、石見銀山遺跡への興味関心が高まっ 			

	<p>た、やや高まったとした割合は95%で認知度が向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県外講座のオンライン配信により、遠隔地を含めて参加者数が増加し、より多くの人々に情報が届いている。 ・大田市が実施する史跡等の保存整備、落石防止等の安全対策、重要伝統的建築物群保存地区の修理は着実に進んでいる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・企画展は、一般の方々に興味・関心を持ってもらえる内容で、かつ分かりやすい展示となるよう工夫が必要である。 ・オンライン配信による取組は試行中であり、更なる改善の余地がある。 ・講座情報の周知や、これまで受講経験のない方への働きかけが不足しており、石見銀山ファンの新規開拓が必要である
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産センターにおいて、テーマ研究及び基礎調査研究の成果を分かりやすく展示公開する企画展を毎年、定期的で開催するとともに、令和5年度から始めるテーマ研究では、令和9年の登録20周年・発見500年を見据え、一般の方々に分かりやすいテーマを検討する。 ・講座の周知は、SNSのほか様々な媒体を活用するとともに、内容は、新たな受講者の開拓や石見銀山への来訪につながる企画を進める。 ・大田市や地元関係機関並びに他部局との連携を進め、史跡等の保存整備の支援を継続していく。

名称	古代文化研究事業		所属	文化財課
目的	対象	県内外の人々	目指す状態	しまねの特色ある歴史文化について、新たな視点から調査研究を行い、学術的基盤を構築する。研究成果を広く公開して、歴史・文化の魅力を向上させることを通じ人々の交流を促す。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・島根の特色ある歴史文化についての学術的基盤を構築するため、基礎研究（4分野）及びテーマ研究（6本）について、着実に調査研究を進めている。研究成果は、毎年度、紀要「古代文化研究」や報告書にまとめて刊行している。 ・研究成果を多くの研究者・歴史愛好家と共有し活用を図るため、紀要を順次WEB公開している。 ・研究成果を一般の方に幅広く分かりやすく伝えるため、令和3年度末に古代文化センターのホームページをリニューアルし、研究員のブログ、コラム、調査研究状況の動画などを掲載し、情報発信している。その1月当たりのアクセス数は、前年度比4.6倍に伸びている。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB未公開の紀要は、図書館等で閲覧するしかなく、アクセス機会が限られている。 ・ホームページで効果的な情報発信を行うためには、継続的に魅力あるコンテンツを掲載し更新していく必要がある。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB未公開の紀要について、計画的に電子化を進める。 ・テーマ研究・基礎研究により明らかになった成果は、研究途中であっても、速報や中間報告のような形で、随時ホームページで発信するなどして、コンテンツを充実させ、歴史文化ファンの興味が継続するよう情報発信の機会を増やしていく。 			

名称	島根の歴史文化活用推進事業		所属	文化財課
目的	対象	県内外の人々	目指す状態	しまねの豊かな歴史文化の魅力を広く伝え、県民の郷土への自信を培う。県外の方々には、しまねの歴史文化に関心を持ってもらうことで、人々の交流を促進する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、前年度に引き続きオンライン配信や会場とオンライン併用で講座を実施した。 			

	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン配信で開催した古代出雲文化シンポジウムについては、配信の構成を工夫することなどにより多くの視聴者に興味を持ってもらえ、視聴人数の増加につながった。 ・講座については、オンライン併用にしたことで、講座参加へのハードルが下がり、より幅広い年代の方々に参加、視聴して頂けるようになった。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・島根の歴史文化講座のオンライン配信受講者は、関東圏45%、中国地方43%（うち島根県30%）でほぼ9割を占める。 ・オンライン配信受講者の年齢層は、60・70代が60%を占め、50代は15%、40代は10%、30代以下は5%に満たない。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・他部局や島根県観光連盟、古代歴史文化協議会などと連携し、首都圏そして、それ以外の地域に対してシンポジウムなどの情報が広く行き渡るようにする。 ・ポータルサイトを活用して、歴史に詳しくない方でも楽しんでいただけるような話題など、様々な情報を発信することで、幅広い年代の方の歴史文化に対する興味関心を喚起する。

(7) 私立学校への支援（総務部総務課）

- 私立学校に対して、子どもたちに対する教育環境・教育水準の維持向上などのため、経常費助成などの支援を行います。
- 私立高等学校等に在籍する生徒の保護者負担を軽減するための支援を行います。

名称	私立学校経営健全性確保事業		所属	総務部総務課
目的	対象	私立学校・学校法人	目指す状態	私立学校の教育条件の維持向上と経営の健全性を高める。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の維持向上と学校の経営の健全性を高めるため、補助金や補助メニューを拡充している。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・県内からの入学生が減少傾向にあり、授業料収入が減少することで、経営の健全性が悪化している。 ・また、県内からの入学生の減少に対処するため、県外からの入学生の受け入れを拡大しているが、受け入れ環境整備などの経費が増加している。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・経営健全性を確保するためには、私立高等学校・専修学校自らが魅力的な教育環境の整備に取り組むなど生徒確保を進めていく必要があり、県はこうした取組を引き続き支援していく。 ・私立高等学校・専修学校の卒業生が県内就職できる環境を整備することも必要であり、関係者と連携して、学生の就職活動を支援していく。 			

名称	私立高等学校等就学支援事業		所属	総務部総務課
目的	対象	私立高等学校等に在籍する生徒	目指す状態	高等学校等就学支援金を交付し、保護者等の教育費負担を軽減する。
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月の制度改正により就学支援金の支給額が引き上げられ、保護者の授業料負担を軽減している。 ・令和3年度からマイナンバーを利用した審査事務を導入し、学校法人及び保護者の事務負担を軽減している。 			
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・国の支援制度では、もともとの授業料の高い私立高等学校の保護者の負担が大きい。また、特に年収590万円を超える世帯に対する支給額が小さい。 ・国の高等学校就学支援金オンライン申請システム（e-shien）による、保護者のオンライン申請については、県ではまだ対応できていない。 			
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、国に対して支援制度の拡充を要望していく。 ・オンライン申請に対応するため、県の事務処理方法など運用の改善検討をすすめるとともに、制度の運用について私立学校と調整を進める。 			

4 島根県総合教育審議会の主な意見（令和4年7月～8月 書面開催）

書面開催により、いただいた意見の
要約を記載